

整理番号

65

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2024年8月24日
支出額	$15,400 \times 90\% = 13,860\text{円}$ ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(9月分)
支出先	株式会社ハッチ・ワーク

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村 篤 弘



賃貸借契約書駐車場(新規)

1. 賃借の目的物

名称	P所沢東新井町-01	CD	2303	駐車位置	■■■■
所在地	埼玉県所沢市東新井町262-5				

2. 契約期間

始期	2023 年 03 月 10 日	期	2025 年 03 月 31 日
----	------------------	---	------------------

3. 賃料等

月額賃料	7,200 円 及び消費税	支払期限	毎月末日迄に翌月分を支払う
契約事務手数料	賃料の1ヶ月分及び消費税	支払方法	振込
その他一時金	更新事務手数料 新賃料の1ヶ月分及び消費税	振込振替宛	■■■■支店
	保管場所使用承諾証明書発行手数料 3,000円及び消費税		■■■■
			名義 ■■■■

4. 管理会社

商号名称	株式会社いるま野サービスみずほ台店	所在地	埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
店舗TEL	049-255-1711	店舗FAX	049-255-6522

5. 駐車車両

メーカー/車種	型式	色

賃貸人 ■■■■ (以下甲といいます)
 賃借人 水村 篤弘 (以下乙といいます)とは
 頭書1記載の賃貸借の目的物(以下本物件といいます)について、以下の条項により賃貸借契約を締結し、
 その証として、本書3通を作成し各自記名押印のうえ、甲・乙・丙がそれぞれ各1通を保有するものとします。

西暦 2023 年 3 月 10 日

賃貸人(甲) 住 所 ■■■■

氏名・商号 ■■■■

賃借人(乙) 住 所 所沢市上安松864-4

氏名・商号 水村篤弘 電話 04-2993-0080

携帯 ■■■■

緊急連絡先(賃借人以外の方) 住 所 ■■■■ 電話 ■■■■

氏名・商号 ■■■■ 賃借人との関係(■■■■)

免許番号 埼玉県知事 (9) 第 13577 号

甲の代理人 および仲介人(丙) 住 所 埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6

名 称 株式会社いるま野サービスみずほ台店
店長 谷澤 慶太

月極駐車場一時使用契約同意書【個人用】

賃借人は、下記要目表記載の賃貸物件の利用に関して、別紙「月極駐車場一時使用契約約款」記載の各条項を読み、その内容を十分理解した上、2023年6月1日より月極駐車場一時使用契約が適用されること、並びに株式会社ハッチ・ワークに支払委託を申込みことに同意します。
 また、賃借人は、株式会社いるま野サービス及び株式会社ハッチ・ワークが本契約を含む取引の与信判断及び与信後の管理のため、賃借人の個人情報を収集・利用することに同意します。
 なお、事後、上記関係書類の未確認を理由として本同意書の無効・取消を主張しないことを誓約します。

【注意事項】
 ※同意後、内容を確認させていただくためにハッチ・ワークお客様対応センターからお電話を差し上げる場合もございます。
 ※2023年6月分使用料（2023年5月29日請求分）より、下記要目表の使用料等をお支払い頂きます。
 ※ご記入は同意者ご自身でお願い致します。

以下の色の箇所を全てご記入の上ご返送下さい

同意書No. XXXXXXXXXX

賃借人 （乙） （同意）	フリガナ	ミズ 43 ヌツヒロ		印鑑	電話番号	04 - 2993 - 0080	
	お名前	水村 篤弘					
	メールアドレス	※今後のご連絡（緊急時やメンテナンスのご案内等）に利用させていただきます。必ずご記入ください。 atsuhiro @ mizumura.org					
	〒	359-0025	埼玉県所沢市上安松864-4				
〒		※上記住所から変更がある場合、新しい住所を以下にご記入ください。					

支払方法	<input checked="" type="radio"/> ①	口座振替（支払日：毎月27日） 振替手数料お客様負担一律200円別途税 ※振替名義は「アットパーキング」となります。
	<input type="radio"/> ②	振込支払（支払日：毎月27日） 振込手数料お客様負担（最大～880円）

↑本契約期間中の支払方法の変更は原則できません。予めご了承の上、ご選択ください。

契約締結日	2023年5月31日	利用開始日	2023年6月1日	契約期間	1年間	次回更新日	2024年6月1日		
サイズ制限									
賃借物件	所在	埼玉県所沢市東新井町 2 6 2 - 5							
	名称	P 所沢東新井町 - 0 1							
使用料等	月額	7480	円 (税込)	契約区画	■			契約台数	1
	特記事項	区画 001、005 番は軽専用区画とする。区画 002 番は軽自動車および小型車専用区画とする。区画 008 番は車両 2 台まで駐車可能とし、1 台のみ利用の場合も料金の変更はないものとする。			更新料	3740	円(税込)		

賃借人【甲】	XXXXXXXXXX
管理会社	株式会社いるま野サービス 〒358-0026 埼玉県入間市小谷田4-6-11

丙：集金代行 管理会社	株式会社ハッチ・ワーク 〒107-0062 東京都港区南青山 2 - 2 - 8 DFビル3階 TEL 050-2018-3333
----------------	--

本書の原本は甲の保管とする。乙丙は本書の複写を保管するものとする。

月極駐車場一時使用契約約款

本月極駐車場一時使用契約約款（以下、「本一時使用約款」という。）は、賃貸人（以下、「甲」という。）と賃借人（以下、「乙」という。）との間で締結される、本駐車場（以下に定義する）に関する一時使用契約（以下、「本契約」という。）に適用される。

本契約において、「本駐車場」とは、株式会社ハッチ・ワーク（以下、「丙」という。）の提供するオンラインサービス「at PARKING online」（以下、「丙サービス」という。）上の「お申込みフォーム」（以下、「お申込みフォーム」という。）及び丙サービス上の「マイページ」（以下、「マイページ」という。）乙は、契約締結後はマイページ上で契約物件詳細を含む契約条件につき確認できる。）内の契約物件詳細（以下、「契約物件詳細」という。）の区画情報欄記載の駐車場をいう。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、本駐車場を、お申込みフォーム及び契約物件詳細の車両情報欄記載の車両（以下、「駐車車両」という。）用の駐車場としての目的で、本一時使用約款並びにお申込みフォーム及びマイページに定める条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条（保証委託契約の締結）

乙は、本契約に基づく甲に対する債務につき、甲の認める保証会社（以下、「保証会社」という。）との間で保証委託契約（以下、「本保証委託契約」という。）を締結しなければならない、乙が保証会社との間で本保証委託契約を締結しない場合、又は、乙が保証会社の実施する審査に合格しない場合、甲は本契約を締結せず、又は、解除することができる。

第3条（委託）

1. 甲は、本契約に定める賃貸人としての業務の一部を、丙に委託する。
2. 丙は、甲から受託した本契約に定める業務の全部又は一部を、丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第4条（契約期間）

1. 本契約に基づく契約期間はお申込みフォーム及び契約物件詳細の利用開始日欄記載の日より1年間とする。ただし、期間満了までに甲又は乙においてマイページから丙の定める方法により解約をしないときは、本契約は同一条件にてさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。なお、解約については第13条に定めるとおりとする。
2. お申込みフォーム及び契約物件詳細の支払情報欄に更新料又は更新事務手数料（以下、「更新料又は更新事務手数料」という。）の記載がある場合、前項ただし書により本契約が更新される際は、乙は甲に対して更新料又は更新事務手数料を支払う義務を負う。更新料又は更新事務手数料の支払方法は、次条に定めるとおりとする。

第5条（使用料等）

1. 毎月の使用料（以下、「使用料」という。）、その他の費用（以下、使用料とあわせて「固定費用」という。）、初期費用、更新料又は更新事務手数料及びその他の費用（以下、固定費用、初期費用、更新料又は更新事務手数料及びその他の費用をあわせて「使用料等」という。）並びに使用料等の支払方法（口座振替又は振込）は、お申込みフォーム及び契約物件詳細の支払情報欄並びに本一時使用約款記載のとおりとする。
2. 乙は、本一時使用約款に定める方法により、使用料等を支払い、丙はかかる使用料等を、甲に代わって受領する。
3. 前項の使用料等の受領を行うため、甲は、丙に対して、乙から支払われる使用料等を代理受領する権限を付与する。
4. 甲及び乙は、前二項に基づき、乙が、丙に対して使用料等を支払った時点で、乙が甲に対して負う当該使用料等支払債務は履行完了により消滅し、以後甲は乙に対して当該使用料等の支払いを請求しないことに同意する。

5. 口座振替による支払いの場合
 - (1) 収納代行手数料：金 200 円（税別）は、乙の負担とする。
 - (2) 乙は、各月の固定費用を、前月 27 日に乙の指定する口座からの口座振替の方法により支払うものとする。乙は、甲及び丙に対して丙の定める方法により当該口座の通知を行うものとする。
 - (3) 乙の預金残高不足により口座振替ができなかったとき、乙は、直ちに甲又は丙の指示により、丙に対し、予定額（口座振替ができなかった使用料等と収納代行手数料の合計額）、及び丙の請求手数料として金 500 円（税別）を支払う。
6. 振込による支払の場合
 - (1) 振込手数料は実費すべてを乙の負担とする。
 - (2) 乙は、各月の固定費用を、前月 27 日までに甲又は丙の指定する支払先口座に振込む方法により支払うものとする。甲又は丙は、乙に対して電子メールその他丙の定める方法により当該支払先口座の通知を行うものとする。
 - (3) 乙の振込による支払いがなかった場合、乙は、直ちに甲又は丙の指示により、丙に対し、コンビニ決済による方法で予定額を支払う。この場合、支払時に丙の請求手数料として金 500 円（税別）を乙は負担する。
7. 第 4 条第 2 項に該当する場合、乙は、更新料又は更新事務手数料を、第 4 条第 1 項ただし書により本契約が更新された月の固定費用とあわせて支払うものとする。支払方法が口座振替による支払いの場合、乙はあらかじめ本契約が更新された月の固定費用と更新料又は更新事務手数料があわせて口座振替されることにつき同意するものとする。
8. 甲及び丙は、乙に対し、使用料等及び前二項に定める手数料に領収書及び請求書は発行しないものとする。
9. 1 ヶ月未満の月の使用料は当該月の日数の日割計算とする（単位金 1 円未満は切り捨て）。
10. 使用料等に敷金が含まれる場合
 - (1) 敷金は無利息とし、甲は、本契約終了による本駐車場の明け渡しとひきかえに敷金を乙に返還する。ただし、使用料等の滞納分又は乙の責に帰すべき損害金があるときはこれを控除して残額を返還することができる（振込手数料は乙の負担とする。）。
 - (2) 乙は、本契約期間中は敷金をもって使用料等その他の債務の弁済に充てることはできない。
11. 甲は公租公課の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、使用料等を変更することができる。
12. 消費税率が変更した場合、乙は当該消費税率に基づく消費税相当額を支払う。
13. 丙から甲への使用料等の引渡しは、丙から甲へ支払う方法のほか、丙が任意に選定する第三者に再委託する方法により支払うことができるものとする。

第 6 条（遵守事項）

乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡易な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書その他駐車場の使用にあたっての注意事項等が記載された書類（配置図に注意事項等が記載されている場合を含むが、これらに限られない）を確認し、その記載事項に従うこと。
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

第 7 条（駐車車両の変更等）

1. 乙は、駐車車両を変更する場合は、あらかじめ丙の定める方法により甲又は丙に通知しなければならない。
2. 乙は、駐車車両以外の車両を本駐車場に駐車することはできない。ただし、あらかじめ甲又は丙の承諾を得た場合はこの限りでない。

第8条（登録事項の変更）

乙は、現住所の変更又は、連絡先の変更があった場合は、速やかに丙の定める方法により甲又は丙に通知し、甲又は丙の確認を得なければならない。また乙は、契約名義を変更する際は、新規契約となり、契約名義人が契約事務手数料を負担しなければならないことを承諾する。

第9条（保管場所使用承諾証明書等の発行）

1. 乙からの依頼により、各種書類を発行する場合、甲は乙に対し、その費用を請求することができる。保管場所使用承諾証明書発行手数料は金 3,000 円（税別）とする。その他の書類についての発行手数料は、別途甲の定める金額とする。
2. 甲は乙からの費用の入金を確認した後、各種書類を発行する。
3. 保管場所使用承諾証明書発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第10条（本駐車場の変更）

1. 甲は、乙に対して、本駐車場に代えて、駐車場施設内における他の区画を指定して、駐車場所の変更を命じることができる。乙はこれに異議なく従わなくてはならない。ただし、乙は、当該申し入れを受けた場合、直ちに本契約を解約することができる。この解約申し入れの場合には、第13条の規定は適用しない。
甲は、駐車場施設の修理保全及び防犯、防災等のため必要があるときは、乙による本駐車場の使用を一時的に停止し、又は車両を本駐車場外に移動することを求めることができる。この場合、乙は遅滞なく甲の指示に従わなければならない。
3. 乙が前項の指示に従わない場合、甲は、乙の駐車車両を移動させて、本駐車場外で保管することができる。この場合、乙は甲に対して、車両損壊の場合を除いて、車両移動によって生じた損害の賠償を求めることができない。

第11条（解除）

1. 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告なく、乙に書面にて通知し本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
 - (1) 乙が使用料の支払を2ヶ月分以上滞納したとき（乙の委託を受けた保証会社が乙に代わって甲に代位弁済し、当該保証会社から求償されたにもかかわらず、乙が求償債務を弁済しない場合は使用料金を滞滞したものともみなす）。
 - (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
 - (3) 他の車両を駐車させたとき。
 - (4) その他本契約の条項のいずれかに違反したとき。
2. 前項による契約解除が行われた場合、甲及び丙は乙に対し、既に受領した固定費用その他の金銭を返還しない。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、自己又はその代表者、役員又は実質的に経営権を有する者が、現在、(1)暴力団等の反社会的勢力、(2)反社会的勢力でなくなったときから5年を経過しない者、又は(3)反社会的勢力に対する資金提供、便宜の供給、その他密接な関わりを有する者に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲は、乙が前項に定める表明又は確約に違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができる。甲は、かかる解除によって乙に生じた損害を賠償する責任を負わず、乙に対し、甲又は丙に生じた損害の賠償を請求できる。

第13条（解約）

1. 甲又は乙が相手方に対しマイページより丙の定める方法により本契約の解約の申し入れをした場合、本契約は解約の申し入れの日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日をもって終了するものとし、相手方当事者は、その申し出を拒むことはできないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約の申し入れの日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日までの使用料

相当額を甲に支払うことにより、ただちに本契約を解約することができる。

第14条 (明け渡し)

1. 本契約期間の満了、契約解除その他の事由により本契約が終了した場合は、乙は直ちに本駐車場を甲に明け渡さなければならない。
2. 乙が本契約終了までに本駐車場を明け渡さない場合は、乙は、甲に対し、本契約終了日の翌日から明け渡し完了にいたるまでの固定費用相当額の倍額を支払い、かつ明け渡し遅延により甲が蒙った損害を賠償するものとする。
3. 乙が本契約終了日から7日が経過しても明け渡しを完了しない場合、乙は、甲又は丙に対し、乙に代わって以下の事項を行い本駐車場の明け渡しを行う権限を授与する。また、乙は、この場合、本駐車場に残置された動産の所有権を放棄し、甲又は丙がかかる動産を搬出、運搬、保管、処分することに何らの異議を申し出ないものとする。
 - (1) 駐車車両及び乙の関与によって駐車されている車両（以下、「駐車車両等」という。）を甲又は丙の指定する箇所に移動し保管すること
 - (2) 本駐車場内の動産類の搬出運搬。
 - (3) 搬出した動産類の廃棄保管及び乙への引渡。
 - (4) その他本駐車場明け渡しに必要な一切の事項。
4. 本契約終了後も、本駐車場内に乙又は乙の関係人の残置物がある場合、その処理は前項に準じるものとする。
5. 乙は移転料その他名目の如何を問わず、甲に対し金品等一切の請求をしないものとする。
6. 乙が固定費用の支払いを遅延したときは、乙は、遅延金額に対して年利14.6%（年365日の日割計算）の割合による損害金を甲に支払うものとする。ただし、乙は、当該損害金の支払いにより第11条に定める甲の契約解除権の行使を免れるものではない。

第15条 (駐車車両の移動及び保管)

1. 前条3項(1)の規定により、甲又は丙が駐車車両等を移動する場合及びその保管をする場合において、車両に損傷或いは故障が生じたときといえども、乙は異議を述べない。
2. 前条3項(1)の規定により甲又は丙が保管する駐車車両等の保管期間は最長1ヶ月とする。この期間内に乙が甲又は丙の保管にかかる車両を引き取らない場合、以後甲又は丙がいかなる処分をしても乙は異議を述べない。
3. 甲又は丙が保管する車両内の動産の一部又は全部に紛失・毀損等の損害が生じた場合といえども、甲及び丙は一切の責任を負わない。

第16条 (本駐車場のサイズ制限等)

1. 甲は、本駐車場を現況有姿で乙に引渡すものとし、本駐車場のサイズ制限（長さ、幅、高さ、リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高を含むが、これらに限らない。以下同じ。）を含む状況（以下「本駐車場のサイズ制限等」という。）については、お申込みフォーム及び契約物件詳細の区画情報欄記載の情報にかかわらず、実際の状況が優先されるものとする。
2. 乙は、本駐車場のサイズ制限等が、お申込みフォーム及び契約物件詳細の区画情報欄記載の情報と異なる場合があることにつきあらかじめ同意するものとし、本駐車場のサイズ制限等及び駐車車両を本駐車場に駐車することが可能かどうかについては、自身の責任で確認するものとする。
3. 本駐車場において、本駐車場のサイズ制限等に起因して、駐車車両の損傷その他いかなる事故が発生しても、甲及び丙は一切の責任を負わないものとする。当該事故により、本駐車場の諸施設を損壊等が生じた場合、乙は、直ちに当該損壊等の損害を甲又は本駐車場の諸施設の所有者等に賠償しなければならない。

第17条 (免責)

1. 本駐車場において乙の車両等の盗難、損傷、滅失等の第三者の行為、不可抗力その他甲及び丙の責に帰すべからざる事由によりいかなる事故が発生しても、甲及び丙は一切その責任を負わない。
2. 本駐車場又はこれに至る経路等に、他の車両が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲及び丙は乙に対して何ら補償、損害賠償等の義務を負わない。

第18条（乙の賠償責任）

乙又はその関係者（同乗者を含む）が故意又は過失により、本駐車場の諸施設（土壌汚染原因物質を浸透させた場合を含む）、第三者、又は第三者の財産に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者等に賠償しなければならない。

第19条（譲渡禁止）

乙は、本契約に基づく乙の権利及び義務又は契約上の地位を他の第三者に譲渡その他の処分又は転貸することはできない。

第20条（本一時使用約款及び本契約の変更）

1. 丙は、甲もしくは、甲の指定する管理業務の受託者の同意を得て、本一時使用約款を必要に応じていつでも変更することができるものとする。
2. 丙は、本一時使用約款を変更する場合は、1ヶ月間以上の予告期間において、変更後の本一時使用約款の内容を乙に通知又は丙サービス上若しくは丙のウェブサイト上に掲載する。当該予告期間経過後、乙が本駐車場の利用を継続した場合又は当該予告期間内に解約の手続をとらなかった場合には、乙は本一時使用約款の変更に同意したものとみなし、本契約もあわせて変更される。

第21条（協議）

本契約に定めのない事項、ならびに本契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたる。

第22条（本一時使用約款の保管）

甲及び乙並びに丙は、自己の責任と負担において、本一時使用契約約款を保管するものとする。

第23条（管轄裁判所）

本契約に関して甲乙間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

制定 2019年10月1日

改定 2020年3月1日

改定 2020年6月16日

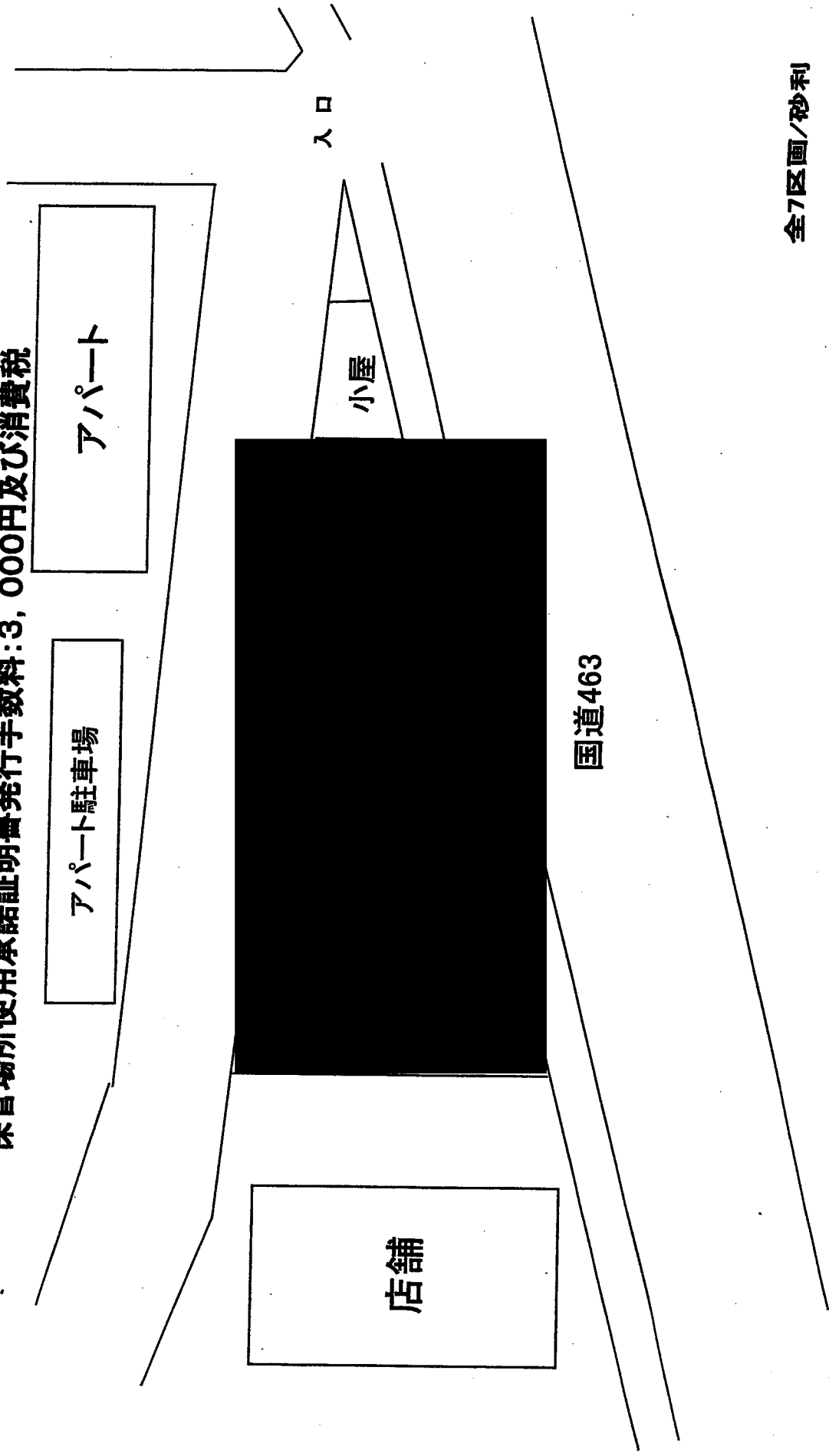
改定 2020年8月19日

P所沢東新井町-01配置図 物件CD:

所在地: 埼玉県所沢市東新井町262-5

賃料: 7,200円及び消費税/軽区画: 6,800円及び消費税/月・台

※No8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税
保管場所使用承諾証明書発行手数料: 3,000円及び消費税



全7区画/砂利

整理番号	54
------	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年 8月 26日	支出額	110,165 × 0.9 = 99,149 円
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃 9月分
-----	-----------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 上尾伊奈 支部
---------	-------------------

口座名義人: 町田皇介

06-08-26 .送金	*110,000	IB	■■■■■■■■■■
06-08-26 .手数料	*165		

③ 事務所家賃 9月分

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 町田皇介 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	佐藤ビル 1階 102号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県上尾市宮本町10-26		
		(登記簿)		
	構 造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸		
	種 類	店舗	新築年月	昭和45年11月
面 積	約33m ² (現況優先)			
附 属 施 設	公営水道・東京電力			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県議会会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

令和6年7月1日 から 令和9年6月末日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和3年3月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和8年6月1日 から 令和8年12月末日まで

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %	管理・ 共益費	月額無し (別途消費税相当額 円) 消費税率 %
水道料	月額2,000円	敷 金	330,000円 (賃料3ヶ月分)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の月額支払金額の合計	月額 112,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで		
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	振込先金融機関名: [] 支店 預金: 口座番号: [] 口座名義人: 振込手数料負担者: 借主	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) 町田皇介
	(自 宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・ 部署名)
	(携 帯) TEL []

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[Redacted]	
	住所	[Redacted]	
	適格請求書発行事業者登録番号		
管理業者	貸主自主管理		
	所在地	TEL	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名		
	住所		

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[Redacted]
		住所	[Redacted]
		極度額	3,960,000円(月額賃料総額×36ヵ月)
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	全保連株式会社
		主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083
	家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号	

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分(消費税別)を支払うものとする。但し、本物件は老朽化につき本契約より7年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

1. 賃料は指定口座に振り込むものとする。
2. 店舗又は事務所で出すゴミ(営業用塵芥類)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
3. 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督省庁への届出・許可等を申請しなければならない。
4. 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
5. 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
6. 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
7. 自動ドア・照明・換気扇等は残置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。
8. 所有者変更 [Redacted] (令和5年8月8日贈与)

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

R6年4月30日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主	氏名	町田 皇介	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
丙・ 連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	
	住所	[REDACTED]		
	極度額			

	A		B	
宅地 建物 取引 業者	主たる事務所 所在地・TEL	上尾市宮本町4-14 048-778-1750	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社マハロハ	商号又は名称	
	代表者の氏名	光廣 昌子	代表者の氏名	Ⓢ
	免許証番号	埼玉知事(4)第21590号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地 建物 取引 士	氏 名	[REDACTED]	氏 名	
	登録番号	(埼玉)第 [REDACTED] 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社マハロハ 上尾市宮本町4-14 48-778-1750	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※ 印は原則として実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	57
------	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年 8月 26日	支出額	12,165 × 0.9 = 10,949 円
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所駐車場代 9月分
-----	-------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 上尾伊奈 支部
---------	-------------------

口座名義人: 町田皇介


06-08-26	.送金	*12,000	IB	
06-08-26	.手数料	*165		

③ 事務所駐車場代 9月分


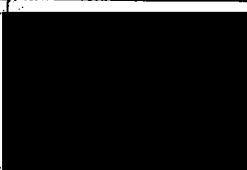
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。


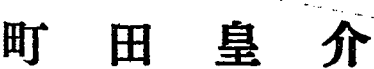
村パーキ 駐車場賃貸契約書

貸主  と借主 町田 皇介 とは、

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場所	上尾市 宮本町 8-8				
2	駐車場 区画	 番				
3	車両	車名	登録 番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)	
		フォジョー ステーション マヨン青				
4	賃料	1 ヶ月	支払 方法	特約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
		12,000円 /月	当月末翌月前納 指定銀行への振込			
5	期間	自 2019年 10月 9日 至 2020年 10月 8日	特約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除	
8	解約	賃貸人 *1ヶ月前予告 解約可能 賃借人 *1ヶ月前予告 解約可能				
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日 2019年 10月 9日

貸主 住所(所在地) 村パーキング
 氏名(名称) 
 電話番号 

借主 住所(所在地) 町田 皇介
 氏名(名称) 町田 皇介
 電話番号 〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号	—
------	---

領 収 書 貼 付 欄	埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部
-------------	-------------------

町田 皇介様

振込先変更のお知らせ

来月分（9月分）の駐車料金より、下記の口座に変更をお願い致します。

なお、振込期限は8月31日までをお願い致します。

記

埼玉縣信用金庫

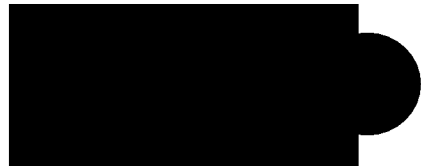
口座番号

口座名義



2023年8月21日

ヤマローパーキョウ
宮本町 8-8



整理番号 108

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2024年 8 月 27日	支出額	59,690 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃 9月分
-----	-----------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

③ 事務所家賃 9月分
④ ████████ 様

$$(117,040 \div 30 \times 17) \times 0.9 = 59,690 \text{円}$$

※ 2024年9月1日～9月17日分を
充当

ご利用明細票


お取扱日	店 番	お取引内容
06-08-27	03639	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N169	*116,600	
	残高	
	* ████████	
送金料金 *440円		
振込予定日 06-08-27		
ヤマネ フミコ		


ご利用いただきましてありがとうございました。
— ゆうちょ銀行 —

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室賃貸借契約更新合意書

貸主：  と借主： 山根 史子 の間で 2022年3月1日付締結の貸室賃貸借契約（以下「原契約」という）について、下記物件の賃貸借契約を下記条件により更新することを貸主・借主は双方合意した。その証として本合意書2通を作成し、貸主・借主は記名押印の上各自1通保有する。

賃貸物件	所在地	埼玉県川越市脇田本町14番29号				
	物件名称	杉田ビル 7階702号室				
	種類	事務所	専有面積	43.81㎡ (13.25坪)		
	構造	SRC・RC造	7階建	7階部分	築年	1989年6月4日
	駐車場					
賃貸条件	更新期間	2024年3月8日 ~ 2026年3月7日 (2年間)				
		新賃料(税込)	内、消費税	税率	契約締結時預り敷金	
	賃料	月額 116,600 円	10,600 円	10%	継続金額	318,000 円
	共益費	月額 - 円	- 円	-	償却	- %
	その他	月額 - 円	- 円	-	更新料	新賃料の 1 ヶ月分
	合計	月額 116,600 円	10,600 円	10%	※新賃料は 2024年3月分よりとする	
	賃料等振込先					
	入居者名簿	氏名	生年月日	役職	性別	連絡先
※本合意書に定めのない事項については、原契約によるものとする						

2024年 3 月 / 日

貸主

所在



名称

借主

住所

〒350-1123 川越市脇田本町14-29 杉田ビル702

氏名

山根 史子

電話 TEL049-257-6682 FAX049-257-6683

登録番号 T

立会人

東京都北区田端5-12-11

西台不動産 株式会社

電話 03-5834-7218

登録番号 T3011501023659

整理番号 109

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	2024年 8月 27日	支出額	11,332 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客用駐車場代 9月分
-----	-------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

- ③ 来客用駐車場代 9月分
- ④ 株式会社 新香園

※ 2024年9月1日～
9月17日までの分を充当

$$(22,220 \div 30 \times 17) \times 0.9 = 11,332 \text{ 円}$$

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
06-08-27	03639	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N174	*22,000	
	残高	
	*	
埼玉りそな銀行 川越南支店 普通 4493644 か) シンカイン		
送金料金 *220円		
振込予定日 06-08-27		
ヤマネ フミコ		

※ 領収書は重
 ※ 領収書を貼る
 (別紙にはま

ご利用いただきましてありがとうございました。
 ——— ゆ う ち よ 銀 行 ———

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書 (自動車保管場所)

所在地	川越市脇田本町19-25		
車種及びナンバー・色	名称	大野 駐車場	内 第 号
賃料 総額	ヶ月金	20,000円也 (別途消費税)	
敷金	金	20,000円也 (無利息の約定)	
備考	※この書を敷金の預かり書とする。		

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は2024年2月 / 日より2025年1月31日迄向う 各々年とする。但し期間満了の場合、必要であれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末日までに翌月分を乙は甲方又は甲の指定した者に振込みにて支払うこと。万一ヶ月なりとも滞納した場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定される物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 各々月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項(契約書に)又は訂正した事項)

- ・乙の都合により本物件を解除する時は、各々月以前に甲に通告し通告票き時は翌月各々ヶ月分の駐車料金を支払うものとする。
- ・甲が駐車場の閉鎖を希望する時は各々月以前にその旨を乙に通知し解約できるものとする。その場合には移転保証等に類する金銭的請求は絶対に行わない事。
- ・契約車は乗用車のみとする。
- ・車庫証明発行について解約時には一切責任を負いません。
- ・乙は、指定された区画に無断駐車車両等があった場合、甲又は仲介業者は乙に対し責任を負わないものとする。

<賃料振込先>

株式会社 新香園 (カ) シカゴ

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。
2024年12月11日

貸主(甲) 住 氏 所 名	住 所	氏 名	電話番号
代理	川越市脇田本町15-17 シカゴビル1F 株式会社 新香園	山根 史子	049-235-1687
借主(乙)	川越市台市場別460-6 川越市脇田本町15-29 杉本ビル702		

更新時は新賃料の0.5ヶ月分(消費税)を更新事務手数料として申し受けます。

仲介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員 埼玉県知事免許(12) 第7037号
住 所 埼玉県川越市脇田本町15-17 シカゴビル1F
商 号 株式会社 新香園
電話番号 049-243-9492
代 表 者 新井 武士

宅地建物取引士 登録番号(埼玉) 第 号 氏名

整理番号

67

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small>	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
--	--

支出年月日	2024 年 8 月 27 日
支出額	74,448 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $82,720 \times 0.9 = 74,448$)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の賃料9月分 及び集送金手数料(220円)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村篤弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイびる航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日付にて既に締結済みである現行の賃貸借契約について次の通更新することを双方合意した。

記

1. 期間 2024年5月1日 より 2027年4月30日 までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 新賃料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税10% - 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税10% - 円)
5. 期間内解約 乙は 3ヶ月前までに甲に対し書面にて通知をすることとする。
6. 特約事項

・設備の不具合、苦情、解約等についてはプロコール24(電話0120-073-889)に直接連絡するものとします。
上記の通り、原契約の一部変更と継続について貸主(甲)と借主(乙)間の協議が成立したため、
本合意書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。
尚、本合意書に定めなき事項については、原契約の各約定および特約条項を継承するものとする。
以上

2024年4月10日

貸主(甲)

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

適格請求書発行事業者登録番号： T4030001024405

借主(乙)

住所：埼玉県所沢市東新井町256-1 タイびる航空公園 202

氏名：水村篤弘 TEL: 04-2998-6555

メールアドレス：atsuhito@mizumura.org

※次回更新時より電子契約での更新お手続きとなります。

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-1111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL [REDACTED]

連帯保証人

原契約の通りとする。

管理会社

登録番号：国土交通大臣(2)第002593号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワランドック

代表者：倉重 武利

整理番号 129

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年8月27日	支出額	23,300 × 90% 20,970 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所倉庫費		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

口座名義人: 木村勇夫

06-08-27 振替 *23,300 DF. 手取り

③ 事務所倉庫代

《内訳》 倉庫賃貸料 23,100円
振替手数料 200円

④ 株式会社 平和不動産

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和 XXXXXXXXXX）

レンタルボックス番号：XXXXXXXXXX号

レンタルボックスタイプ：4帖タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：XXXXXXXXXX

整理番号 60

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和6年8月28日	支出額	72,396 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	-------------------------------

使途	事務所賃料 9月分
----	-----------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

② (80,000 + 440) × 90%

③ 事務所賃料

④ XXXXXXXXXX

⑤ 口座名 オガワヒサシ

ご利用明細票

※本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060828	059	020031	0133#	
種別	店舗番号	口座番号		

お取引内容	手数料	お取引金額		
お支払		¥80,440		
お取引時刻	お取引後残高			
11:39	*****			
依頼人 オガワヒサシ 様 振込日 06-08-28 振込金額 ¥80,000 振込手数料 ¥440 0828004				
				印紙税申告納付につき大宮税務署承認済

※ 領収書は重ねて貼付しない
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は別紙には整理番号(枝番)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「た」な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

＜ご注意＞
 ○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

よう

建物質貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

(1) 物件の表示

名称	ファインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町1-719-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	対象面積 48.6㎡ 登記簿上面積 160.3㎡

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2025年11月14日	3年 0ヶ月間
----	-------------	----	-------------	---------

(4) 貸主及び管理人

貸主	住所	[Redacted]		
	氏名	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
管理委託先	住所	〒 [Redacted]		
	氏名	貸主管理	電話番号	[Redacted]

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	小川 寿士		電話番号	[Redacted]
緊急時の連絡先	住所	〒 [Redacted]	電話番号	090-8564-7909
	氏名	小川 寿士	借主との関係	本人

(6) 賃料・その他の授受される金銭

賃料	月額	75,000円	権利金	-円
	(別途消費税)	-円		(別途消費税)
管理費及び共益費	月額	5,000円	礼金	-円
	(別途消費税)	-円		(別途消費税)
駐車料 (区画No.-)	月額	付無料円	敷金	賃料の0ヶ月分 -円
	(別途消費税)	-円		保証金
/	月額	-円	保証金償却	
	(別途消費税)	-円		償却率
/	月額	-円	更新料	更新時
	(別途消費税)	-円		新賃料の1ヶ月 (別途消費税)

(7) 支払方法

支払方法 支払期限	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。		
	振込先	(振込料借主負担)	
	金融機関名	[Redacted]	

整理番号	129
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2024年 8月 28日	支出額	10,132 × 0.9 = 9,119 円
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場賃料 9月分		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 川口 支部

③ 事務所駐車場
賃料 9月分

ご利用明細 イオン銀行

取扱店	機番	取引年月日	時刻	通番
206	2824	8.28	13:51	2816
銀行番号	店番号	科目・口座番号等		
0040	1	****	*	

お振込み

お取引金額	¥10,000
振込手数料	¥132

お受取人

城北信用金庫
王子営業部
普通 #5073863
モリヤリッキョウ(カ)様

お振込依頼人

ツラネ タイスケ 様

お取扱日 2024年 8月28日

イオン銀行コールセンター
☎0120-13-1089
カードの紛失・盗難については、
専用ダイヤル03-6832-1234に至急ご連絡ください。
年中無休24時間受付(通話料は有料となります。)

※ 領収書は、ここに
 ※ 領収書を貼 ここに こと。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書

賃貸人株式会社うめだ葬儀社 を甲とし、賃借人 白 根 大 輔 を乙として、甲乙間に下記のとおり自動車駐車場の賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は下記表示の駐車場を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

- (1) 駐車場の名称 朝日駐車場
- (2) 駐車場の所在地 埼玉県川口市朝日2丁目25番15
- (3) 駐車場所の区画番号 区画

第2条 乙は本駐車場を下記の車輛を駐車する目的にのみ使用し、これに反することはできない。

車輛番号

ただし、甲の了承を得た場合は前記車輛を変更することができる。

第3条 本契約の期間は、令和6年6月1日より令和7年5月31日までとする。ただし、期間満了の際、甲乙間で合意したときは契約を更新することができる。

第4条 賃借料は月額金 10,000 円 (消費税 円込み)

とし、乙は毎月 未 日までにその翌月分を甲に持参し、又は甲の指定する方法により支払うものとする。1月未満の賃借料は、月額の賃借料を日割した金額とする。

第5条 前条にかかわらず、公租公課の増額又は物価の高騰等の事情が生じたときは、双方の協議の上、賃借料の額を改訂することができる。

第6条 本契約締結と同時に、乙は敷金として金 10,000 円を甲に支払う。この敷金は、本駐車場明渡時に存する延滞賃借料その他甲に対する金銭債務の弁済にあてるものとし、甲が清算するものとする。

第7条 乙は甲の定める管理規則に従い本駐車場を使用するものとする。

第8条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。

第9条 乙又は乙の関係者が本駐車場の施設又は車輛等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第10条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車輛の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。

第11条 本駐車場の保全、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車輛の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

第12条 乙が次の各項の一に該当する場合は甲は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを1月以上延滞したとき
- (2) 本駐車場上に甲に無断で建築造成をしようとしたとき
- (3) 乙が破産もしくは銀行取引停止となったとき
- (4) 本契約の定めの一に違反したとき

第13条 甲又は乙は1月以前に予告して本契約を解除することができる。ただし、乙は1月分の賃借料相当額の金員を甲に支払い即時に解約することができる。

第14条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、次の各項の一に該当する場合はその内容に従うものとする。

(1) 乙が本駐車場を甲に返還するとき、本駐車場上にある車輛および物品を一切取り除いた上甲に明渡すものとする。

(2) 乙が前項の義務を履行せず又は乙が置き去った車輛、その他物品があるときは、乙がその所有権を放棄したものとして、甲が適宜処分しても乙は後日異議を申し立てない。

(3) 乙が本契約終了後明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了まで賃借料相当額の2倍の損害金を支払わなければならない。

第15条 本契約に関する訴訟については、本駐車場所在地を管轄する裁判所を甲乙合意の裁判所とする。

第16条 本契約書に記載のない事項については民法および慣習に従い、甲乙誠意をもって協議し円満な解決を図るものとする。

特約条項

更新契約に対する労務報酬として $\frac{1}{2}$ 月分を期限内に納入手続きを完了のこと。

※賃借料振込みの場合、甲が指定する金融機関は下記のとおりとする。

[指定金融機関] XXXXXXXXXX

[口座名] XXXXXXXXXX

[口座No.] XXXXXXXXXX

上記契約の成立を証するため本証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和6年5月31日

賃貸人(甲) 住所 川口市末広3丁目1番4号
株式会社うめだ葬儀社
氏名 代表取締役 梅田修弘

賃借人(乙) 住所 川口市朝日2-17-7
氏名 伊藤 天輔

仲介業者 住所 東京都文京区本郷5丁目1番2-102号
守屋林業株式会社
商号 代表取締役 守屋勝男
氏名 TEL 03-3815-0556
FAX 03-3815-0568

整理番号	128
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年 8月 28日	支出額	80,132 × 0.9 = 72,119 円
		※政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所賃料 9月分		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 川口 支部

③ 事務所賃料 9月分

ご利用明細				イオン銀行	
取扱店	機番	取引年月日	時刻	通番	
206	2824	24. 8. 28	13:50	2815	
銀行番号	店番号	科目・口座番号等			
0040	1	****		*	

お振込み	
お取引金額	¥80,000
振込手数料	¥132

お受取人

川口信用金庫
 本町東支店
 普通 #942379
 カ) アイテアル 様

お振込依頼人

ウラネ タイスケ 様

お取扱日 2024年 8月28日

イオン銀行コールセンター
 ☎0120-13-1089
 カードの紛失・盗難については、
 専用ダイヤル03-6832-1234に至急ご連絡ください。
 年中無休24時間受付（通話料は有料となります。）

※ 領収書は、
 ※ 領収書を貼
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名称	朝日二丁目事務所【鈴木邸】		棟	階	号室	
	所在地	住居表示	川口市朝日二丁目17番7				
		登記簿	川口市朝日二丁目17番7				
	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 店舗事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>					
	種類	<input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> ビル <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> アパート <input checked="" type="checkbox"/> 戸建の一部					
	構造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建				戸数	戸
	床面積	39.66㎡の一部26.44㎡	間取り				
	建築時期	昭和 51 年 8 月新築（大規模修繕を 年実施）・ <input type="checkbox"/> 不詳					
附属施設	なし						

(2) 事業内容

政務活動用事務所

(3) 契約期間

始期	2023 年 5 月 1 日 から	4年間	目的物件の引渡しの日
終期	2027 年 4 月 30 日 まで		年 月 日

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)		内訳等	
賃料	月額 75,000 円	(内消費税等 7,500 円)	
共益費(管理費)	月額 5,000 円	(内消費税等 500 円)	
	共益費(管理費)には次のものを含む		
賃料・共益費(管理費)の支払期限		<input type="checkbox"/> 当月分を <input checked="" type="checkbox"/> 翌月分を 毎月 末 日までに	
敷金	円	賃料の ヶ月相当分	
保証金	円	その他一時金	円
附属施設使用料	円	火災保険料	円
数引き・保証金償却規定			
その他			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名		預金
	口座番号	口座名義人	
	振込手数料負担者	<input checked="" type="checkbox"/> 借主 <input type="checkbox"/> 貸主 <input type="checkbox"/> 持参先	
貸与する鍵と本数	鍵番号①	本	鍵番号②
		本	鍵番号③
		本	

(5) 貸主および管理業者

貸主	氏名	株式会社 アイdeal	電話	048 (299) 8955
	住所	川口市坂下町一丁目8番16号モンパルテ202		
管理業者	商号または名称	株式会社 アイdeal	電話	048 (299) 8955
	所在地	川口市坂下町一丁目8番16号 モンパルテ202		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣	第	号
管理担当者	氏名			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名			
	住所			

(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名				年齢	歳
緊急連絡先	氏名			借主との関係	
	住所			電話	()
	勤務先			電話	()
	携帯	()			

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	<input type="checkbox"/> 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の 月分を支払います
	<input type="checkbox"/> 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)

敷地内駐車場は利用をしないでください。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主
署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2023年4月30日

貸主 住所 埼玉県川口市坂下町1-8-16
モンパルテ202
株式会社 アイデアール
氏名 代表取締役 佐野 恵輔 電話番号 048(299)8955

借主 住所 [Redacted]
氏名 白根 大輔 電話番号 [Redacted]

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介・ 代理 取引態様 媒介・ 代理
免許証番号 埼玉県知事 (2) 第 23268 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 川口市坂下町1丁目8番16号モンパルテ事務所所在地
商号 株式会社 アイデアール 号
代表者等 佐野 恵輔 代表者等
登録番号 [Redacted] 登録番号 第 号
宅地建物取引士 [Redacted] 宅地建物取引士

整理番号 130

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	6年8月28日	支出額	9,200円×90% 8,280円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所駐車場代 9月分(辻4丁目)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

口座名義人:木村 勇夫

06-08-28 振替 | *9,200 | RKS(特付フォー)

- ③事務所駐車場代 9月分(辻4丁目)
- ④有限会社 埼京ホーム

駐車場賃料 9,000円
振替手数料 200円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借更新契約書

24-03-28:11:49

物件名: 栗原辻4丁目駐車場

No. [Redacted]

所在地: 埼玉県さいたま市南区辻4-12

契約者名: 木村 勇夫 様

貸主及び借主は 2022年12月25日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 2023年12月25日 より 2024年12月24日 までとする。
2. 敷 金 円
3. 賃 料 月額 総額 9,000 円 (本体 9,000 円 消費税 0 円)
4. 口座振替代 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
6. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 特 記 事 項 [更新事務手数料] 9,000円 + 消費税
その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

2023 年 11 月 16 日

貸 主 住所: [Redacted]
 氏名: [Redacted]

借 主 住所: [Redacted]
 氏名: 木村 勇夫 TEL: [Redacted]
 勤務先住所: さいたま市浦和区高砂 3-15-1
 勤務先名: 埼玉県庁 勤務先TEL: 048-829-2111

緊急連絡先 住所: [Redacted]
 氏名: [Redacted] TEL: [Redacted]
 住所: [Redacted]
 氏名: [Redacted] TEL: [Redacted]

仲介業者 免許番号: 埼玉県知事 (9) 第12149号
 住所: 埼玉県さいたま市南区白鶴3-12-15
 会社名: 有限会社埼玉ホーム
 代表者: 里中 宗一郎
 宅地建物取引士: [Redacted] 登録番号: [Redacted]

1 / 1

整理番号

96

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年8月28日	支出額	94.710 × 0.9 85.239 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃 9月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市浦和区支部

口座名義人: 野本 怜子

24--8-28 RKS(クイックウカ) 94,710

$$94.710 \times 0.9 = 85.239$$

③ 事務所家賃 9月分

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12
グローバル県庁前 201

野本 怜子 様

発行日 2023年11月04日

株式会社大和不動産 管理経理係

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1

エイペックスタワー浦和オフィス西館7階

TEL : 048-833-4800

自動引落開始の御案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、表記の件につきまして下記の通り実施致したくお願い申し上げます。

敬具

毎月お引落額: 94,710 円

毎月 28 日(休日時は翌銀行営業日)

(初回お引落予定額:

94,710 円

初回引落し予定日

2023年11月28日)

内訳 (変動費除く)	金額	税額	税込額
グローバル県庁前 201 家賃	86,000 円	8,600 円	94,600 円
合計	86,000 円	8,600 円	94,600 円

口座振替手数料(消費税込)	110 円
---------------	-------

内訳 (変動項目)

引落日前日までに、引落口座の預金残高をご確認ください。
なお、印鑑相違などの書類不備により、お引落の手続きができない場合は、後日書類を改めてご記入いただくことがあります。また、上記記載の通り口座振替手数料がかかりますのでご了承ください。

請求金額: 口座振替手数料110円(うち、消費税額10円)適用税率10%

弊社のインボイス登録番号: T6030001004982

取引内容: 賃料等を口座振替にて支払う際の口座振替手数料

銀行	みずほ	支店	
口座種別	普通	口座番号	
フリガナ	ノモレコ		
名義人	野本 怜子		

重要事項説明書(事業用)

2023年9月17日

野本 怜子

様

下記の建物(以下「本物件」という)について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

宅地建物取引業者	商号 又は名称	株式会社大和不動産	商号 又は名称	
	代表者氏名	代表取締役 小山 陽一郎	代表者氏名	
	主たる事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番 エイペックスタワー浦和中央館	主たる事務所	
	TEL	048-833-7868	TEL	()
	免許証番号	埼玉県知事 (12) 第 008048 号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	2021年7月23日	免許年月日	
宅地建物取引士	氏名		氏名	
	登録番号		登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社大和不動産 浦和店	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エイペックスタ ワー浦和オフィス西館	事務所所在地	
TEL	048-824-1161	TEL		
取引態様	賃貸借	媒介	賃貸借	媒介

提供所等に 関する説明	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2-6-3	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地	
	宅地建物取引業 保証協会支部 名称及び所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15	宅地建物取引業 保証協会支部 名称及び所在地	
	弁済業務保証金の 供託所及び その所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	弁済業務保証金の 供託所及び その所在地	

名称	グローバル県庁前	区画	2階 (201 号室)
所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12	契約面積	26.6 m ² 8.04 坪
種類	店舗、事務所、居宅、駐車場	竣工年月	1971年 01月
構造・規模	鉄筋コンクリート造 陸屋根 地下 0階付 地上 7階建		

用途制限	事業用	事務所	県議会議員事務所
------	-----	-----	----------

貸主	氏名	有限会社グローバル・アイ
	住所	埼玉県さいたま市浦和区仲町2-2-7
登記名義人と貸主が異なる場合の理由 同一		

1. 登記簿に記載された事項

建物	所有権に関する事項(甲区欄)		所有権以外の権利に関する事項(乙区欄)
	所有者	所有権にかかる権利に関する事項	
	氏名: 有限会社グローバル・アイ 住所: 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-2-7	無	有 添付登記情報書参照

2. 抵当権の補足説明

本物件に抵当権(根抵当権)が設定されている場合、その抵当権(根抵当権)が実行され、競売により買受人から明渡しを求められたときには、6ヶ月以内に明渡されなければなりません。この場合、貸主に預けた敷金(保証金)についての精算は、買受人に求めることは出来ません。また買受人より明渡を求められない場合においても、買受人より新たに賃貸借契約の締結を求められ、新たに敷金(保証金)の預託を求められることがあります。

3. 契約期間及び更新に関する事項

契約期間	2023 年 10 月 01 日 から 2026 年 09 月 30 日 までの 3 年間
更新に関する事項	更新時に更新料として新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂き、かつ 更新事務手数料として新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂きます。(賃貸借契約書第3条参照)

4. 賃料及び賃料以外に授受される金額

項目	金額	別途消費税	項目	金額	別途消費税
賃料	月額 86,000 円	8,600 円	仲介手数料	68,800 円	6,880 円
共益費	月額 0 円	0 円	保証金	430,000 円	非課税
—	月額 — 円	— 円	礼金	86,000 円	8,600 円
—	月額 — 円	— 円	保証金の償却	無	
			賃貸保証委託料	無し	
			更新保証委託料	無し	
支払方法	振込または口座振替 毎月 末 日までに翌月分を支払うものとします(持参債務の為、振込み費用等は借主負担)				

5. 水道・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

上水道	さいたま市水道局電話受付センター	048-665-3220
電気	東京電力エナジーパートナー株式会社(埼玉県)	0120-995-441
ガス	無し	
下水道(排水)	本下水	

6. 本物件の設備の整備状況

設 備	備 考	設 備	備 考
エレベーター	1基		
オートロック			
オール電化	深夜電力で湯を沸かしています。前日までに電力契約必須		
自動火災報知設備			
消火栓			
建物使用時間	24時間使用可能		
TVインターホン	アイホン GAM-2MK		
温水洗浄便座	INAX CW-D11 2020年製		
給湯キッチン			
IHクッキングヒーター	CH-11B		
電気温水器	INAX EHPN-H13N1		
エアコン(残置物)	洋 ダイキン F40JTSXP-W 2008年		
照明器具付(電球は借主負担)	洋×4		
火災警報器	洋×1		
電気 電灯(単三)100V 専用メーター			
水道 専用メーター			
火災報知器 感知器	2ヶ所		
ミニキッチン			
給湯室 換気扇			
事務所用 換気扇	1台		
トイレ 換気扇			
トイレ洋式			

7. 建物建築の工事完了時における形状、構造等(未完成物件のとき記入)

完成物件につき該当なし。

8. 契約の解除に関する事項

借主の解約予告

- 借主が賃貸借期間の途中で賃貸借契約を解約しようとするときは、貸主に対し解約日の 3 ヶ月前迄に書面により解約する旨の通知をしなければなりません。
- 借主は、前号の通知に代えて、貸主に対し賃料の 3 ヶ月分相当額の金銭を支払うことにより、即時に賃貸借契約を解約することができるものとします。
賃貸借契約書第26条参照。

9. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項

- 借主は、借主又はその同居人の故意又は過失により本物件を毀損若しくは汚損し、又は第三者に損害を与えたときは、直ちにこれを賠償するものとします。
- 契約解除通知後の明渡し期日の遅延による貸主の損害は借主が責めを負うものとします。

賃貸借契約書第12条、第19条、第24条、第28条、第29条参照。

10. 法令に基づく制限の概要

法令名	有無	内容
新住宅市街地開発法	無	新住宅市街地開発法32条1項…新住宅市街地開発事業の工事完了の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成宅地等やその上に建築された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
新都市基盤整備法	無	新都市基盤整備法51条1項…換地処分があった旨の公告の日の翌日から10年間は、開発誘導地区内の土地(工業団地造成事業が施行されるべき土地を除く)またはその土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
流通業務市街地整備法	無	流通業務市街地の整備に関する法律38条1項…流通業務団地造成事業にかかる工事完了の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成敷地等またはその上に建設された流通業務施設や公益的施設に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者は、都道府県知事の承認を受けなければなりません。
農地法	無	農地法73条1項…国から未開墾地等の売渡しを受けた者が、開墾を完了すべき時期から3年を経過する前に、その売渡しを受けた土地等につき所有権の移転や用益権の設定・移転をする場合には、当事者は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

11. 支払金または預り金の保全措置の概要

保全措置を講じるかどうか 講じません。

12. 本物件が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域 区域外

13. 本物件の存する区域

土砂災害警戒区域 区域外

14. 本物件が津波災害警戒区域内か否か

津波災害警戒区域 区域外 内容

15. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該宅地建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水		雨水出水(内水)		高潮	
	有	無	有	無	有	無
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地	別添ハザードマップ参照					

16. 石綿使用調査内容

調査結果記録の有無	無
実施機関	
調査範囲	
調査年月日	
使用の有無	
備考	本物件のうち建物について、アスベスト(石綿)使用の有無に関する調査結果の記録が保存されているかについて貸主に問い合わせたところ、記録は無いと回答されております。

17. 耐震診断の内容

耐震診断の有無	無
実施機関	
調査年月日	
調査結果	全部事項証明書(建物登記簿)の竣工年月日: 1971 年 01 月 31 日
備考	(居住用建物は昭和56年12月31日以前のもの、事業用建物・区分所有建物は昭和58年5月31日以前のもの調査対象となります。但し、耐震診断の実施自体を行うことを義務付けたものではありません。)

18. 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

調査実施の有無	無
内容	既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。

19. 用途その他の利用の制限に関する事項

	区分所有建物の場合における専有部分の制限に関する規約等	その他
用途制限	—	賃貸借契約書第2条参照。
利用の制限	—	賃貸借契約書第15条参照。

整理番号 136

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年8月30日	支出額	8,910円90% 8,019円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所駐車場代 9月分(白幡6丁目)
----	--------------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	*****	*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	06-08-30	13:04
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,800	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイタマリソ ムサツウラ 普通 5207769 カ)ツツ"コウサン様 登録番号 0007	
ご依頼人	キムラ イサオ様	
電話番号	*****	
取扱番号	300024	

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

③ 事務所駐車場代
9月分(白幡6丁目)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書 (更新)

《 駐車場名 : 第4ベストパーキング 》

※駐車位置 NO.

●所 在	さいたま市南区白幡6丁目1384, 1385番
●賃 料	1ヶ月 金7,500円也 (別途消費税10% 750円)
●管理料	1ヶ月 金 500円也 (別途消費税10% 50円)
月額合計 金8,800円也	
●敷 金	金8,250円也
●駐車車両	車種: <u> /ア</u> ナンバープレート:

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。
その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

- 第1条 (契約期間)期間は、令和6年1月10日より令和7年1月9日迄向う1年間とする。但し、期間満了時、甲による駐車場の用途の変更(建物建設等)及び売却が無い場合、本契約を更新することが出来るものとする。
- 第2条 (賃料)賃料の支払は毎月末日迄に翌月分を乙は指定口座に振り込むこととし、万一1ヶ月以上滞納した場合は、敷金の有無に関わらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。尚、賃料の振込手数料については、乙の負担とする。
- 第3条 (敷金)乙は、賃料の支払いを担保するため頭書のとおり敷金を無利息にて甲に預託するものとする。尚、敷金返還の振込手数料については、敷金から差し引くものとする。
- 第4条 (通知義務)乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。契約車両を変更する場合には、予め甲に申し出て承認を得なければならない。乙は車両変更後、停滞無く甲に車検証の写しを提出しなければならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 (善管注意義務)駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。
- 第6条 (免責)乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び管理会社は乙に対し一切責任を負わないものとする。
- 第7条 (損害賠償)乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第8条 (賃料改定)甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車場事情の変動等により値上げできるものとする。
- 第9条 (解約予告)甲・乙双方の都合により本契約を解除する時は、2ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。解約時の日割り計算は行わないものとする。尚、乙が明渡しをしないときは、本契約終了の翌日より明渡し完了までの駐車場使用料の2倍に相当する損害金を支払わなければならない。
- 第10条 (管理料)管理料については、管理会社に支払われるものとする。また、乙は再契約に際し管理会社へ更新手数料を指定口座に振り込むものとする。尚、振込手数料については、乙の負担とする。
- 第11条 (駐車位置)駐車位置は とする。(現状有姿)
- 第12条 (禁止事項)駐車場内での駐停車中のアイドリングは禁止とする。
- 第13条 (税法改正)税法改正等により、消費税率の変動及び課税対象範囲の見直し等があった場合には、改正が実施されたその日より適用されるものとする。
- 第14条 (放置車両)賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置があった場合、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異議はないものとする。

注 意 事 項

1. 当社管理の駐車場につきましては、普通・小型乗用車・軽乗用車及び、トラック・ライトバン(幅2.3m×長さ4.8m以下の車両に限る)のみとさせていただきますのでその旨ご注意ください。
2. 1以外の車両、改造車(騒音の原因となるもの)・通常より車高が低く入口を出入りできない車等でのご利用はお断りさせていただきますのでその旨ご了承ください。
3. 車庫証明をとられる場合、当社の管理印が必要となりますので、必要の際は当社までご連絡下さい。又、発行の際に手数料として2,000円(別途消費税)をいただきますので、その旨ご了承ください。
4. ご契約者のご住所・お電話番号等のご連絡先、お車の車種やナンバー等に変更が生じた場合には、必ず当社までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

反社会的勢力でないことの確約事項

(反社会的勢力の排除)

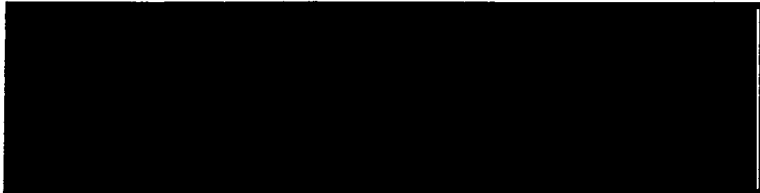
- 第1条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- (1) 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止事項)

- 第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。
- (1) 本物件を第三者に使用させ、もしくはその占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
 - (2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
 - (3) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - (4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。

(契約の解除)

- 第3条 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の確約に反する事実が判明した場合
 - (2) 本誓約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当した場合
2. 甲は、乙が前条の各号に定める行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。



令和 5 年 12 月 25 日

貸主(甲) 適格請求書発行事業者登録番号 T5810477315536

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

借主(乙) ※乙は別添【駐車場における個人情報のお取扱いについて】にも同意したものとする。

住所 [Redacted]

氏名 木村 勇夫

電話 [Redacted] 緊急連絡先 [Redacted]

※電話と別番号を記入 [Redacted]

緊急連絡先 続柄【 [Redacted] 】

(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許

(10)第12100号

埼玉県知事免許

所在地 さいたま市南区根岸5丁目18番15号

宅建取引士(記名捺印)

取引士登録番号

商号 株式会社 辻興産

(埼玉)第 [Redacted]

代表者 代表取締役 大野 時範

氏名 [Redacted]

整理番号 137

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	6年8月30日	支出額	106,610 × 90% 95,949 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃借料(9月分)
-----	-------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	06-08-30	13:05	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥106,500	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証 (優) (優)	
円	円	円	円

③ 事務所賃借料 9月分

お受取人	お振込明細またはご案内	
	サイタマリソナ	
	ムサツウラク	
	普通	1438189
ご依頼人	ユ)ハツクアツツ°様	
	登録番号 0002	
	キムラ イサオ様	
電話番号	[Redacted]	
取扱番号	300003	

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を前付しない場合は*印で消しております。 →

【内訳】	
・事務所賃貸料	106,500 円
[Redacted]	[Redacted] 円
内、賃貸料分	
振込手数料	
×	_____ ÷

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社バックアップ (以下「甲」という。)と借主 木村勇夫 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ハイツアウル 1階101号 室		
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区白幡6-12-1		
		(登記簿) さいたま市南区白幡六丁目1294番地12		
	構 造	木造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建/全4戸		
	種 類	店舗・事務所	新築年 月	昭和57年11月
面 積	33.81㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年7月1日 から 2025年6月30日 まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 95,000 円 (別途消費税相当額 9,500 円)	管理・ 共益費	月額 ¹⁸¹⁰ 190,000 円 (別途消費税 19,000 円)
家 財 保 険 料	28,430 円	敷 金	190,000 円 (受領済み)
附 属 施 設 料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	保 証 金	 円 (賃料 カ月分)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本数	 	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	 	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	木村 勇夫	
	(自宅)TEL	[REDACTED]	
	(勤務先)TEL	098-824-2111	(会社名・部署名) 埼玉県庁
	(携帯)TEL	[REDACTED]	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 (有)バックアップ
	住所 さいたま市南区文蔵4-29-13

管理業者	商号又は名称 (有)バックアップ		
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13	TEL	048-839-8806
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号		
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名		
	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)		
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [REDACTED]
-----	---------------

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]	
		住所	[REDACTED]	
		極度額	[REDACTED] 円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	日本セーフティー株式会社	
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1 江戸堀センタービル19階	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(2)第8号	

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通りとする。
2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分(税別)を甲に支払うものとする。

整理番号 159

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年9月30日	支出額	8,280 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所駐車場代 10月分(過4丁目)
-----	--------------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

口座名義人: 木村 勇夫

06-09-30 振替 *9,200 RKS(141376-6)

- ③ 事務所駐車場代 10月分(過4丁目)
- ④ 有限会社埼玉ホーム

・ 賃料 9,000円
 ・ 口座振替手数料 200円
 計 9,200円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸借更新契約書

24-03-28:11:49

物件名:栗原辻4丁目駐車場

No. [REDACTED]

所在地:埼玉県さいたま市南区辻4-12

契約者名: 木村 勇夫 様

貸主及び借主は 2023年12月25日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 2023年12月25日 より 2024年12月24日 までとする。
2. 敷 金 円
3. 賃 料 月額 総額 9,000 円 (本体 9,000 円 消費税 0 円)
4. 口座振替代 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
6. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 特 記 事 項 [更新事務手数料] 3,000円 + 消費税
その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

2023 年 11 月 16 日

貸 主

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

借 主

住所: [REDACTED]

氏名: 木村 勇夫

TEL: [REDACTED]

勤務先住所: さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名: 埼玉県庁

勤務先TEL: 048-828-2111

緊急連絡先

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

TEL: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

TEL: [REDACTED]

仲介業者

免許番号: 埼玉県知事 (9) 第12149号

住所: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

会社名: 有限会社埼玉ホーム

代表者: 里中 宗一郎

宅地建物取引士:

登録番号: [REDACTED]

1 / 1

整理番号	92
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年9月2日	支出額	100.078 × 0.8 80.062 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所家賃 9 月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第1支部

口座名義人: 細川 威

2024.9.2 送金 [REDACTED] 105,000
 2024.9.2 [REDACTED] 32

③事務所家賃 9 月分

④ [REDACTED]

【内訳】

事務所家賃 100,000円
 水道代 [REDACTED]円

《振込手数料》

$$82 \times \frac{100,000}{105,000} \approx 78$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物(駐車場付)賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という)と賃借人細川威(以下乙という)は以下のとおり建物(駐車場付き)賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し下記記載の建物(駐車場付)の占有部分(以下本物件という)を事務所として、本契約に記載の条件で賃貸する。

記

所在地 埼玉県越谷市東大沢 2-4-2

名称 岡田医院

専用駐車場(2台分)

(賃貸借期間)

第2条 本契約の期間は令和5年5月1日から令和7年4月30日までとし、期間満了の2ヶ月前までに更新しないことの意味表示がない場合は自動的に2年間更新されるものとする。

(賃料)

第3条 賃料は月額金 10 万円(消費税込み)とし乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし振込み手数料は乙の負担とし、1ヶ月に満たない期間の賃料は日割り計算をした額とする。

(賠償債務)

第4条 乙は、来訪者その他の関係者が故意または過失によって本件建物及び、駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

(現状引き渡し等)

第5条 甲は乙に対しは本物件を現状のままで引き渡すものとする。本物件の通常の使用では発生する修繕費用は乙の負担とし、疑義のある場合は甲乙協議のうえ決定する。

(甲の免責事項)

第6条 不可抗力、第三者の行為、その他甲の責に帰すべき事由以外の事由により乙の車両等に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

(解約)

第7条 甲及び乙は、いずれかの一方から本契約の解約を申し入れることができる。

(別協議事項)

第8条 本契約期間中に係る電気・水道・ガスの使用料金等については別途協議して決定する

(協議)

第9条 甲および乙は本契約に定めのない事項が生じたときや本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い円満に解決を図るものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため本書 2 通を作成し甲乙各自署名押印のうえ甲乙各自その1通を保持する。

令和5年5月23日

賃借人(甲)

住 所

氏 名

賃借人(乙)

住 所

氏 名

糸田 川 威

整理番号

65

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年9月2日	支出額	89,383円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	9月分 事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 9月分 事務所家賃として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

99,000 + 314(口座振替手数料) = 99,314

99,314 × 0.9 = 89,383

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

65-1



照会口座 [redacted] 支店 普通 [redacted]

照会期間 2024年9月2日

絞り込み 全取引

2024年11月6日 13時51分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2024年 9月2日	99,314 円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

[redacted] 支店 普通 [redacted]

お預り金額合計: [redacted] 円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2024 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

口座名義人: 泉津井京子

覚 書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約 (以下「原契約」という。)について、次のとおり合意し、本覚書締結の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各巻通を保有する。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号
物件名 : 第一粕谷ビル 1階

第1条 (賃料の減額)

甲及び乙は、2023年7月 (2023年6月末支払い賃料) より乙が支払う賃料について、月額99,000円 (税込) に減額することに合意する。

第2条 (指定用途の変更)

甲及び乙は、2023年5月1日より指定用途を政務活動事務所として変更することを合意する。

第3条 (協議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、原契約の定めに従うものとし、原契約に定めのない事項については、民法その他の法令及び慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上

2023年 5月 1日

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号

氏名 扶桑管理サービス株式会社

賃借人 (乙) 住所 [REDACTED]

氏名 泉津井 京子

事業用建物賃貸借契約書

借主 せんつい 京子後援会 (以下「甲」という。)と
 主 せんつい 京子後援会 (以下「乙」という。)と
 連帯保証人 物件の表示記載の建物(以下「本物件」という。)の賃貸借(以下「本契約」という。)は
 次のおり契約を締結します。 (以下「丙」という。)は

賃貸借の目的物の表示等(1)	名称	第一粕谷ビル		1階		
	所在地	埼玉県入間市豊岡3丁目10番1号			(住居表示)	
		埼玉県入間市豊岡3丁目805番地1			(登記簿)	
	種類	事務所	家屋番号	805番1の2		
	構造	鉄骨造陸屋根	階数	3階建1階部分	専有面積	壁芯49.32㎡
	物件の所有者	氏名	[REDACTED]			
		住所	[REDACTED]			
	借主	氏名	せんつい 京子後援会			
		住所	[REDACTED]			
	使用目的	事務所	業種	選挙事務所		
債務の担保(2)	連帯保証人	氏名	[REDACTED]			
		住所	[REDACTED]			
		極度額	2,824,800			
	担保の方法	家賃債務保証業者名	[REDACTED]			
		主たる事務所の所在地	[REDACTED]			
	家賃債務保証業者登録番号	[REDACTED]				
賃貸借条件(3)	月 額		契約時一時金			
	家賃	月額 117,700 円 (うち消費税 10,700円)	敷金	321,000 円 (無利息の約定)		
			礼金	117,700 円 (うち消費税) 10,700円		
			仲介手数料	117,700 円 (うち消費税) 10,700円		
	合 計	117,700 円	合 計	556,400 円		
	保証金の償却	・建物明渡時に 0% (総額) 0円 (うち消費税) (0円)	・契約更新毎に 0% (総額) 0円 (うち消費税) (0円)			
		・その他 特になし	(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	契約の種類	事業用建物賃貸借契約	更新可	契約当初預り敷金又は保証金	321,000 円	
	契約期間	2023年2月15日 から 2026年2月14日 まで 3年間				
	更新料	新賃料の1ヶ月分	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡後60日以内		
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から 2ヶ月 をもって発生する。					
賃料の支払方法並びに支払期限	口座振替	銀行名:	[REDACTED]	支店名:	[REDACTED]	
		口座種別:	[REDACTED]	口座番号:	[REDACTED]	
		口座名義:	[REDACTED]	振込金額合計	117,700 円	
	翌月分を毎月 末 日までに前払(翌月前分払) 支払手数料は借主負担とする。					
貸与する鍵一覽 集合ポスト鍵ナンバ	No.	本	No.	本	No.	
	No.	本	No.	本	No.	
合 計	本		鍵の引渡し並びに物件に引渡日 2023年 2月15日			

物件名		第一粕谷ビル 1階	
所在地		埼玉県入間市豊岡 3-10-1	
甲	賃貸人	所在地 社名	[Redacted]
	賃貸人代理	所在地 社名	東京都昭島市昭和町 1-13-10 扶桑管理サービス株式会社
乙	旧賃借人	所在地 社名	[Redacted] せんつい京子後援会
丙	新賃借人	所在地 社名	[Redacted] 泉津井 京子
丁	連帯保証人	所在地 氏名	[Redacted]

地位承継覚書

（甲）（以下「甲」という。）と旧賃借人（以下「乙」という。）により 2023 年 2 月 15 日締結の賃貸借契約書（以下原契約という。）における、
乙、賃借人たる一切の権利義務を 2023 年 5 月 1 日を以って、新賃借人（丙）に継承することを合意した。

尚、敷金の取り扱いに関して、甲、乙、丙、は、以下の通り合意した。

1. 原契約等の開始時に乙が甲に対して預託した敷金 321,000 円を丙が甲に預託すべき敷金に充当する。
2. 原契約等が終了した時は、原契約書の貸借契約約款第 6 条の定めに従い、甲は丙に敷金を返還する。

以下、本書締結の証として本書を 3 通作成し、甲乙丙各自署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

2023 年 5 月 1 日

（甲）

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

（賃借人代理）

住所 東京都昭島市昭和町 1-13-10
社名 扶桑管理サービス株式会社



（乙）

住所 [Redacted]
氏名 せんつい京子後援会



（丙）

住所 [Redacted]
氏名 泉津井 京子



（丁）

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。) と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。) は、2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約について、2023年9月分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号

物件名 : 第一粕谷ビル 1階

【賃料等内訳】

賃	料	/	99,000 円
口座振替手数料	/	314 円	
合	計	/	99,314 円

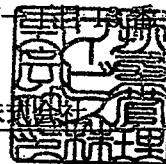
以上

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町 [REDACTED] 10号

氏名 扶桑管理サービス株



整理番号

66

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年9月2日	支出額	8,203 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	9月分事務所駐車場代金		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 9月分 事務所駐車場料金として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

8,800+314(口座振替手数料)=9,114

9,114×0.9=8,203

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

66-1



照会口座 [redacted] 支店 普通 [redacted]

照会期間 2024年9月2日

絞り込み 全取引

2024年11月6日 13時51分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
[redacted]				
2024年 9月2日	9,114 円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	[redacted]
[redacted]				

[redacted] 支店 普通 [redacted]

お預り金額合計:

[redacted] 円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2024 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

口座名義人: 泉津井京子

- 第9条 2 乙が本契約を解約する際、指定の「解約通知書」に記名・捺印、必要箇所を記入の上提出のこと。
乙において、次のいずれかの事由が生じたとき、甲は通知・催告をせず直ちに本契約を解除できる。
- 1 甲が乙が賃料の支払を1ヶ月なりとも怠った場合、乙が本契約に定める条項の一つでも違反した場合、乙が申込書及び本契約書に記載の内容に虚偽がある場合、その際は違約金として預託の敷金及び日割賃料は返金しない。
 - 2 乙が賃料の支払を2回連続して遅延した場合（口座振替の場合2回連続し引落が出来ない場合）、賃料の支払能力が無いものとみなし、本契約を解除できる。
 - 3 未払い賃料を督促したにもかかわらず指定期日までに未払い賃料全額を支払わなかった場合。
 - 4 乙が解散し、または破産・民事再生・会社整理・会社更生法の申し立てがあったとき。
 - 5 乙が後見開始、保佐開始の審判を受け、または刑事事件に関する等社会的信用が失墜したとき。
 - 6 乙が暴力団もしくは極左・極右等の反社会的暴力集団（以下「暴力団」という）の構成員、又はこれらの支配下にある者（関係者）と判明したとき。

- 第10条 1 乙は本契約が終了した場合、即日本駐車場から自動車等の一切の動産を撤去し明渡すこと。
2 乙は甲からの明渡しに際し、甲又は仲介人に対し立退き料その他名目の如何を問わず一切の金員の支払を請求できない。
3 乙は本契約が終了したにもかかわらず本駐車場を甲に明渡さない場合、乙は明渡し完了までの賃料の倍額を甲に賠償し且つ甲の受けた損害を賠償すること。また甲は乙の費用で本物件上の乙の自動車等の動産を撤去・処分できる。乙はこのような場合、本駐車場にある乙の自動車等の一切の動産について所有権を予め放棄するものとし、甲がこれらを処分することに一切異議申し立てしない。

第11条 乙は下記記載の車輛以外本駐車場を使用してはならない。万一買い替え等で変更の際は、予め甲、又は仲介人に事前に書面にて変更車種の情報等の申請をし承諾を得なければならない。また、自動車検査証の写しを提出すること。なお乙の住所、連絡先等変更の場合は3日以内に甲に届出ること。

第12条 本契約書では車庫証明の発行は行えません。車庫証明の発行を希望する場合、乙は甲の承諾並びに発行手数料として3,300円を支払うこと（発行手続きは仲介人で行います）。

第13条 本契約が居住建物に付随する専用駐車場の場合、部屋の賃貸借契約解約の際本駐車場も解約とする。

第14条 本契約の期間中、乙が契約区画の変更を希望する際は、甲の承諾後に本契約を解約の上、新規に駐車場契約を締結するものとし、区画の変更に伴う駐車場新規契約の事務手数料として3,300円を支払うものとする。尚、区画の変更に伴う解約に限り、本契約書の第8条1項を適用外とするが、新規契約開始期日前日までの日割り賃料を負担するものとする。

特約条項

本契約更新時（合意更新・法定更新を問わず）は、乙は、所定の更新事務手数料を支払うものとする。税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、乙が甲に支払うべき駐車料並びに更新事務手数料、車庫証明の発行手数料、区画の変更に伴う事務手数料について、改正以降の消費税等相当額は変動後税率により計算する。

下記貸人（甲）と借人（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証明するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2023年 6月10日

貸主（甲）	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
借主（乙）	住所	[Redacted]
	氏名	泉津井 京子

仲介業者

媒介業者

免許番号	東京都知事（3）第91243号
所在地	〒196-0015 東京都昭島市昭和町1丁目1
商号	扶桑管理サービス株式会社
代表者	中村 重昭
電話	0570-003-230
FAX	042-546-4500
登録番号	[Redacted] 号
氏名	[Redacted]

免許番号	[Redacted]
所在地	[Redacted]
商号	[Redacted]
代表者	[Redacted]
電話	[Redacted]
FAX	[Redacted]
登録番号	[Redacted]
氏名	[Redacted]

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。) と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。) は、
2023年6月12日に締結した下記物件に関する甲乙間の駐車場契約について、2023年9月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡 3-806-1
物件名 : 豊岡第1スカイパーク駐車場

【賃料等内訳】

駐 車 料	/	8,800 円
口座振替手数料	/	314 円
合 計	/	9,114 円

以上

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

整理番号 72

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年9月4日	支出額	72,396 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 8月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
② (80,000 + 440) × 90%	※別紙
③ 事務所賃料 8月分	
④ [REDACTED]	
⑤ 口座名義: オガワヒサシ	ご利用明細票 7月分

※ 領収書は重ねて貼付しない
 ※ 領収書を貼るスペースが足
 (別紙には整理番号(枝番

本日はご来店いただきありがとうございます			
年月日	取扱店番号	機械処理番号	銀行番号
060904	059	020043	0133#
種別	店舗番号	口座番号	番 号

お取引内容	手数料	お取引金額	
お支払		¥80,440	
お取引時刻	お取引後残高		
11:04	*****		
[REDACTED]			
依頼人	オガワヒサシ 様		
振込日	06-09-04		
振込金額	¥80,000		
振込手数料	¥440		
0904003	印紙納付済 付につき大宮 税務署承認済		

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(1
な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されている。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入する

武蔵野銀行

建物賃貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

(1) 物件の表示

名称	ファインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町1-719-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	対象面積 48.6㎡ 登記簿上面積 160.3㎡

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2025年11月14日	3年 0ヶ月 間
----	-------------	----	-------------	----------

(4) 貸主及び管理人

貸主	住所			
	氏名			電話番号
管理委託先	住所	〒		
	氏名	貸主管理	電話番号	

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	小川 寿士	電話番号		
緊急時の連絡先	住所	〒	電話番号	090-8564-7909
	氏名	小川 寿士	借主との関係	本人

(6) 賃料・その他の授受される金銭

賃料	月額	75,000円	権利金	-円
	(別途消費税)	-円		(別途消費税)
管理費及び共益費	月額	5,000円	礼金	-円
	(別途消費税)	-円		(別途消費税)
駐車料 (区画No.-)	月額	付無料円	敷金	賃料の0ヶ月分
	(別途消費税)	-円		
/	月額	-円	保証金	賃料の3ヶ月分
	(別途消費税)	-円		
/	月額	-円	保証金償却	償却時期
	(別途消費税)	-円		償却率
/	月額	-円	更新料	更新時
	(別途消費税)	-円		更新時

(7) 支払方法

支払方法	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。		
支払期限	振込先 (振込料借主負担)		
	金融機関名		

整理番号

63

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年9月17日	支出額	11,165 × 0.9 = 10,049 円
			※政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所セキュリティ 8月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾伊奈 支部

口座名義人: 所田 皇介

06-09-17 送金	*11,000	IB 三菱UFJ
06-09-17 手数料	*165	

③ 事務所セキュリティ 8月分

④ 太陽管財 株式会社

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

63-1

請求明細書

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北區白旗 8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO.0077229

登録番号：T1030001005250

町田 皇介

様

お客様コード	日付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
████████	2024/08/31	未	0171	1	

下記の通り御請求申し上げます。

※振込手数料は、貴社負担でお願い申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
████████	████████	0	0	10,000	1,000	11,000

日付	伝票番号	取引区分	商 品 名	数 量	単 価	金 額
2024/08/31	131894	掛売上 現場	機械警備料(8月分) まちだ皇介事務所	1.00ヶ月 (税率10%)	10,000	10,000
					[御買上額]	10,000
					[消費税等]	1,000
					████████	

セキュリティ契約内容書

お客様：住所 上尾市宮本町10-26

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

氏名 町田 幸介様

太陽管財株式会社 警備部

契約内容確認日 令和5年5月 / 日

業務対象施設	名称	<u>米下大宮分行事務所</u>		
	所在地	<u>上尾市宮本町10-26</u>		
商品名	<u>機材整備</u>	プラン	<input type="checkbox"/> お買い上げ・ <input checked="" type="checkbox"/> レンタル	
業務開始予定日	<u>5</u> 年 <u>5</u> 月 / 日	業務遂行期間	業務開始から <u>5</u> 年 0ヶ月間	
	区分	金額	金額(消費税込)	
契約料金	月額サービス料金	<u>10,000</u> 円	<u>11,000</u> 円	
	機器費	円	円	
	工事費	円	円	
支払の期限	<p>1期12ヶ月間(ただし、第1期は、業務を開始した日から業務を開始した日の属する月の末日まで及び業務を開始した日の翌月1日から11ヶ月間とします。)のサービスに係るサービス料金(1ヶ月に満たない期間に係るサービス料金については、日割りとします。)を当該期間の最初の月の前月末日までに支払うものとします。ただし、第1期のサービスにかかるサービス料金並びに機器費及び工事費については、 <u> </u>年 <u> </u>月 <u> </u>日までに支払うものとします。</p>			
支払の方法	第1期のサービス料金、機器費及び工事費	それ以降のサービス料金		
	金融機関預金口座自動振替・クレジットカード・銀行口座振込	口座振替		
銀行口座振込の場合、振込手数料はお客様の負担とします。				

整理番号

74

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small>	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	--

支出年月日	2024 年 9 月 19 日
支出額	13,860 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $15,400 \times 0.9 = 13,860$)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の 駐車場賃料 2台分(10月分)
支 出 先	株式会社ハッチ・ワーク

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村篤弘



賃貸借契約書駐車場(新規)

1. 賃借の目的物

名称	P所沢東新井町-01	CD	2303	駐車位置	■
所在地	埼玉県所沢市東新井町262-5				

2. 契約期間

始期	2023	年	03	月	10	日	期	2025	年	03	月	31	日
----	------	---	----	---	----	---	---	------	---	----	---	----	---

3. 賃料等

月額賃料	7,200 円 及び消費税	支払期限	毎月末日迄に翌月分を支払う
契約事務手数料	賃料の1ヶ月分及び消費税	支払方法	振込
その他一時金	更新事務手数料 新賃料の1ヶ月分及び消費税 保管場所使用承諾証明書発行手数料 3,000円及び消費税	振込振替先	■支店 ■ 名義 ■

4. 管理会社

商号名称	株式会社いるま野サービスみずほ台店	所在地	埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
店舗TEL	049-255-1711	店舗FAX	049-255-6522

5. 駐車車両

車種	台数	色

賃貸人 ■■■■■ (以下甲といひます)と
 賃借人 水村 篤弘 (以下乙といひます)とは
 頭書1記載の賃貸借の目的物(以下本物件といひます)について、以下の条項により賃貸借契約を締結し、
 その証として、本書3通を作成し各自記名押印のうえ、甲・乙・丙がそれぞれ各1通を保有するものとします。

西暦 2023 年 3 月 10 日

賃貸人(甲) 住 所 ■■■■■

氏名・商号 ■■■■■

賃借人(乙) 住 所 所沢市上安松864-4

氏名・商号 水村篤弘 電話 04-2993-0080

携帯 ■■■■■

緊急連絡先(賃借人以外の方) 住 所 ■■■■■ 電話 ■■■■■

氏名・商号 ■■■■■ 賃借人との関係(■■■■■)

免許番号 埼玉県知事 (9) 第 13577 号

甲の代理人
 および仲介人(丙)
 住 所 埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
 名 称 株式会社いるま野サービスみずほ台店
 店長 谷澤 慶太

月極駐車場一時使用契約同意書【個人用】

賃借人は、下記要目表記載の賃貸物件の利用に関して、別紙「月極駐車場一時使用契約約款」記載の各条項を読み、その内容を十分理解した上、2023年6月1日より月極駐車場一時使用契約が適用されること、並びに株式会社ハッチ・ワークに支払委託を申込むことに同意します。
 また、賃借人は、株式会社いるま野サービス及び株式会社ハッチ・ワークが本契約を含む取引の与信判断及び与信後の管理のため、賃借人の個人情報を収集・利用することに同意します。
 なお、事後、上記関係書類の未確認を理由として本同意書の無効・取消を主張しないことを誓約します。

【注意事項】
 ※同意後、内容を確認させていただいたためにハッチ・ワークお客様対応センターからお電話を差し上げる場合もございます。
 ※2023年6月分使用料(2023年5月29日請求分)より、下記要目表の使用料等をお支払い頂きます。
 ※ご記入は同意者ご自身でお願い致します。

以下の色の箇所を全てご記入の上ご返送下さい

同意書№

賃借人「乙」(同意)	フリガナ	ミズ'43 マツヒロ		印鑑				
	お名前	水村 篤弘		電話番号	04 - 2993 - 0080			
	メールアドレス	※今後のご連絡(緊急時やメンテナンスのご案内等)に利用させていただきます。必ずご記入ください。 atsuhiro @ mizumura.org						
	〒	359-0025	埼玉県所沢市上安松864-4					
	〒	※上記住所から変更がある場合、新しい住所を以下にご記入ください。						

支払方法	<input checked="" type="radio"/>	① 口座振替(支払日: 毎月27日) 振替手数料お客様負担一律200円別途税 ※振替名義は「アットパーキング」となります。
	<input type="radio"/>	② 振込支払(支払日: 毎月27日) 振込手数料お客様負担(最大~880円)

↑本契約期間中の支払方法の変更は原則できません。予めご了承の上、ご選択ください。

契約締結日	2023年5月31日	利用開始日	2023年6月1日	契約期間	1年間	次回更新日	2024年6月1日
サイズ制限							
賃借物件 所在	埼玉県所沢市東新井町262-5						
賃借物件 名称	P所沢東新井町-01						
使用料等	月額:	7480	円(税込)	契約区画	■	契約台数	1
特記事項	区画001、005番は軽専用区画とする。区画002番は軽自動車および小型車専用区画とする。区画008番は車両2台まで駐車可能とし、1台のみ利用の場合も料金の変更はないものとする。			更新料	3740	円(税込)	

賃借人【甲】	
管理会社	株式会社いるま野サービス 〒358-0026 埼玉県入間市小谷田4-6-11

丙: 集金代行 管理会社	株式会社ハッチ・ワーク 〒107-0062 東京都港区南青山2-2-8 DFビル3階 TEL 050-2018-3333
-----------------	---

本書の原本は甲の保管とする。乙丙は本書の複写を保管するものとする。

月極駐車場一時使用契約約款

本月極駐車場一時使用契約約款（以下、「本一時使用約款」という。）は、賃貸人（以下、「甲」という。）と賃借人（以下、「乙」という。）との間で締結される、本駐車場（以下に定義する）に関する一時使用契約（以下、「本契約」という。）に適用される。

本契約において、「本駐車場」とは、株式会社ハッチ・ワーク（以下、「丙」という。）の提供するオンラインサービス「at PARKING online」（以下、「丙サービス」という。）上の「お申込みフォーム」（以下、「お申込みフォーム」という。）及び丙サービス上の「マイページ」（以下、「マイページ」という。）乙は、契約締結後はマイページ上で契約物件詳細を含む契約条件につき確認できる。）内の契約物件詳細（以下、「契約物件詳細」という。）の区画情報欄記載の駐車場をいう。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、本駐車場を、お申込みフォーム及び契約物件詳細の車両情報欄記載の車両（以下、「駐車車両」という。）用の駐車場としての目的で、本一時使用約款並びにお申込みフォーム及びマイページに定める条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条（保証委託契約の締結）

乙は、本契約に基づく甲に対する債務につき、甲の認める保証会社（以下、「保証会社」という。）との間で保証委託契約（以下、「本保証委託契約」という。）を締結しなければならないが、乙が保証会社との間で本保証委託契約を締結しない場合、又は、乙が保証会社の実施する審査に合格しない場合、甲は本契約を締結せず、又は、解除することができる。

第3条（委託）

1. 甲は、本契約に定める賃貸人としての業務の一部を、丙に委託する。
2. 丙は、甲から受託した本契約に定める業務の全部又は一部を、丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第4条（契約期間）

1. 本契約に基づく契約期間はお申込みフォーム及び契約物件詳細の利用開始日欄記載の日より1年間とする。ただし、期間満了までに甲又は乙においてマイページから丙の定める方法により解約をしないときは、本契約は同一条件にてさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。なお、解約については第13条に定めるとおりとする。
2. お申込みフォーム及び契約物件詳細の支払情報欄に更新料又は更新事務手数料（以下、「更新料又は更新事務手数料」という。）の記載がある場合、前項ただし書により本契約が更新される際は、乙は甲に対して更新料又は更新事務手数料を支払う義務を負う。更新料又は更新事務手数料の支払方法は、次条に定めるとおりとする。

第5条（使用料等）

1. 毎月の使用料（以下、「使用料」という。）、その他の費用（以下、使用料とあわせて「固定費用」という。）、初期費用、更新料又は更新事務手数料及びその他の費用（以下、固定費用、初期費用、更新料又は更新事務手数料及びその他の費用をあわせて「使用料等」という。）並びに使用料等の支払方法（口座振替又は振込）は、お申込みフォーム及び契約物件詳細の支払情報欄並びに本一時使用約款記載のとおりとする。
2. 乙は、本一時使用約款に定める方法により、使用料等を支払い、丙はかかる使用料等を、甲に代わって受領する。
3. 前項の使用料等の受領を行うため、甲は、丙に対して、乙から支払われる使用料等を代理受領する権限を付与する。
4. 甲及び乙は、前二項に基づき、乙が、丙に対して使用料等を支払った時点で、乙が甲に対して負う当該使用料等支払債務は履行完了により消滅し、以後甲は乙に対して当該使用料等の支払いを請求しないことに同意する。

5. 口座振替による支払いの場合
 - (1) 収納代行手数料：金 200 円（税別）は、乙の負担とする。
 - (2) 乙は、各月の固定費用を、前月 27 日に乙の指定する口座からの口座振替の方法により支払うものとする。乙は、甲及び丙に対して丙の定める方法により当該口座の通知を行うものとする。
 - (3) 乙の預金残高不足により口座振替ができなかったとき、乙は、直ちに甲又は丙の指示により、丙に対し、予定額（口座振替ができなかった使用料等と収納代行手数料の合計額）、及び丙の請求手数料として金 500 円（税別）を支払う。
6. 振込による支払の場合
 - (1) 振込手数料は実費すべてを乙の負担とする。
 - (2) 乙は、各月の固定費用を、前月 27 日までに甲又は丙の指定する支払先口座に振込む方法により支払うものとする。甲又は丙は、乙に対して電子メールその他丙の定める方法により当該支払先口座の通知を行うものとする。
 - (3) 乙の振込による支払いがなかった場合、乙は、直ちに甲又は丙の指示により、丙に対し、コンビニ決済による方法で予定額を支払う。この場合、支払時に丙の請求手数料として金 500 円（税別）を乙は負担する。
7. 第 4 条第 2 項に該当する場合、乙は、更新料又は更新事務手数料を、第 4 条第 1 項ただし書により本契約が更新された月の固定費用とあわせて支払うものとする。支払方法が口座振替による支払いの場合、乙はあらかじめ本契約が更新された月の固定費用と更新料又は更新事務手数料があわせて口座振替されることにつき同意するものとする。
8. 甲及び丙は、乙に対し、使用料等及び前二項に定める手数料に領収書及び請求書は発行しないものとする。
9. 1 ヶ月未満の月の使用料は当該月の日数の日割計算とする（単位金 1 円未満は切り捨て）。
10. 使用料等に敷金が含まれる場合
 - (1) 敷金は無利息とし、甲は、本契約終了による本駐車場の明け渡しとひきかえに敷金を乙に返還する。ただし、使用料等の滞納分又は乙の責に帰すべき損害金があるときはこれを控除して残額を返還することができる（振込手数料は乙の負担とする。）。
 - (2) 乙は、本契約期間中は敷金をもって使用料等その他の債務の弁済に充てることはできない。
11. 甲は公租公課の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、使用料等を変更することができる。
12. 消費税率が変更した場合、乙は当該消費税率に基づく消費税相当額を支払う。
13. 丙から甲への使用料等の引渡しは、丙から甲へ支払う方法のほか、丙が任意に選定する第三者に再委託する方法により支払うことができるものとする。

第 6 条（遵守事項）

乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡易な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書その他駐車場の使用にあたっての注意事項等が記載された書類（配置図に注意事項等が記載されている場合を含むが、これらに限られない）を確認し、その記載事項に従うこと。
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

第 7 条（駐車車両の変更等）

1. 乙は、駐車車両を変更する場合は、あらかじめ丙の定める方法により甲又は丙に通知しなければならない。
2. 乙は、駐車車両以外の車両を本駐車場に駐車することはできない。ただし、あらかじめ甲又は丙の承諾を得た場合はこの限りでない。

第8条（登録事項の変更）

乙は、現住所の変更又は、連絡先の変更があった場合は、速やかに丙の定める方法により甲又は丙に通知し、甲又は丙の確認を得なければならない。また乙は、契約名義を変更する際は、新規契約となり、契約名義人が契約事務手数料を負担しなければならないことを承諾する。

第9条（保管場所使用承諾証明書等の発行）

1. 乙からの依頼により、各種書類を発行する場合、甲は乙に対し、その費用を請求することができる。保管場所使用承諾証明書発行手数料は金 3,000 円（税別）とする。その他の書類についての発行手数料は、別途甲の定める金額とする。
2. 甲は乙からの費用の入金を確認した後、各種書類を発行する。
3. 保管場所使用承諾証明書発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第10条（本駐車場の変更）

1. 甲は、乙に対して、本駐車場に代えて、駐車場施設内における他の区画を指定して、駐車場所の変更を命じることができ、乙はこれに異議なく従わなくてはならない。ただし、乙は、当該申し入れを受けた場合、直ちに本契約を解約することができる。この解約申し入れの場合には、第13条の規定は適用しない。
甲は、駐車場施設の修理保全及び防犯、防災等のため必要があるときは、乙による本駐車場の使用を一時的に停止し、又は車両を本駐車場外に移動することを求めることができる。この場合、乙は遅滞なく甲の指示に従わなければならない。
3. 乙が前項の指示に従わない場合、甲は、乙の駐車車両を移動させて、本駐車場外で保管することができる。この場合、乙は甲に対して、車両損壊の場合を除いて、車両移動によって生じた損害の賠償を求めることができない。

第11条（解除）

1. 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告なく、乙に書面にて通知し本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
 - (1) 乙が使用料の支払を2ヶ月分以上滞納したとき（乙の委託を受けた保証会社が乙に代わって甲に代位弁済し、当該保証会社から求償されたにもかかわらず、乙が求償債務を弁済しない場合は使用料金を遅滞したものとみなす）。
 - (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
 - (3) 他の車両を駐車させたとき。
 - (4) その他本契約の条項のいずれかに違反したとき。
2. 前項による契約解除が行われた場合、甲及び丙は乙に対し、既に受領した固定費用その他の金銭を返還しない。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、自己又はその代表者、役員又は実質的に経営権を有する者が、現在、(1)暴力団等の反社会的勢力、(2)反社会的勢力でなくなったときから5年を経過しない者、又は(3)反社会的勢力に対する資金提供、便宜の供給、その他密接な関わりを有する者に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲は、乙が前項に定める表明又は確約に違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができる。甲は、かかる解除によって乙に生じた損害を賠償する責任を負わず、乙に対し、甲又は丙に生じた損害の賠償を請求できる。

第13条（解約）

1. 甲又は乙が相手方に対しマイページより丙の定める方法により本契約の解約の申し入れをした場合、本契約は解約の申し入れの日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日をもって終了するものとし、相手方当事者は、その申し出を拒むことはできないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約の申し入れの日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日までの使用料

相当額を甲に支払うことにより、ただちに本契約を解約することができる。

第14条（明け渡し）

1. 本契約期間の満了、契約解除その他の事由により本契約が終了した場合は、乙は直ちに本駐車場を甲に明け渡さなければならない。
2. 乙が本契約終了までに本駐車場を明け渡さない場合は、乙は、甲に対し、本契約終了日の翌日から明け渡し完了にいたるまでの固定費用相当額の倍額を支払い、かつ明け渡し遅延により甲が蒙った損害を賠償するものとする。
3. 乙が本契約終了日から7日が経過しても明け渡しを完了しない場合、乙は、甲又は丙に対し、乙に代わって以下の事項を行い本駐車場の明け渡しを行う権限を授与する。また、乙は、この場合、本駐車場に残置された動産の所有権を放棄し、甲又は丙がかかる動産を搬出、運搬、保管、処分することに何らの異議を申し出ないものとする。
 - (1) 駐車車両及び乙の関与によって駐車されている車両（以下、「駐車車両等」という。）を甲又は丙の指定する箇所に移動し保管すること
 - (2) 本駐車場内の動産類の搬出運搬。
 - (3) 搬出した動産類の廃棄保管及び乙への引渡。
 - (4) その他本駐車場明け渡しに必要な一切の事項。
4. 本契約終了後も、本駐車場内に乙又は乙の関係人の残置物がある場合、その処理は前項に準じるものとする。
5. 乙は移転料その他名目の如何を問わず、甲に対し金品等一切の請求をしないものとする。
6. 乙が固定費用の支払いを遅延したときは、乙は、遅延金額に対して年利14.6%（年365日の日割計算）の割合による損害金を甲に支払うものとする。ただし、乙は、当該損害金の支払いにより第11条に定める甲の契約解除権の行使を免れるものではない。

第15条（駐車車両の移動及び保管）

1. 前条3項(1)の規定により、甲又は丙が駐車車両等を移動する場合及びその保管をする場合において、車両に損傷或いは故障が生じたときといえども、乙は異議を述べない。
2. 前条3項(1)の規定により甲又は丙が保管する駐車車両等の保管期間は最長1ヶ月とする。この期間内に乙が甲又は丙の保管にかかる車両を引き取らない場合、以後甲又は丙がいかなる処分をしても乙は異議を述べない。
3. 甲又は丙が保管する車両内の動産の一部又は全部に紛失・毀損等の損害が生じた場合といえども、甲及び丙は一切の責任を負わない。

第16条（本駐車場のサイズ制限等）

1. 甲は、本駐車場を現況有姿で乙に引渡すものとし、本駐車場のサイズ制限（長さ、幅、高さ、リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高を含むが、これらに限らない。以下同じ。）を含む状況（以下「本駐車場のサイズ制限等」という。）については、お申込みフォーム及び契約物件詳細の区画情報欄記載の情報にかかわらず、実際の状況が優先されるものとする。
2. 乙は、本駐車場のサイズ制限等が、お申込みフォーム及び契約物件詳細の区画情報欄記載の情報と異なる場合があることにつきあらかじめ同意するものとし、本駐車場のサイズ制限等及び駐車車両を本駐車場に駐車することが可能かどうかについては、自身の責任で確認するものとする。
3. 本駐車場において、本駐車場のサイズ制限等に起因して、駐車車両の損傷その他いかなる事故が発生しても、甲及び丙は一切の責任を負わないものとする。当該事故により、本駐車場の諸施設を損壊等が生じた場合、乙は、直ちに当該損壊等の損害を甲又は本駐車場の諸施設の所有者等に賠償しなければならない。

第17条（免責）

1. 本駐車場において乙の車両等の盗難、損傷、滅失等の第三者の行為、不可抗力その他甲及び丙の責に帰すべからざる事由によりいかなる事故が発生しても、甲及び丙は一切その責任を負わない。
2. 本駐車場又はこれに至る経路等に、他の車両が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲及び丙は乙に対して何ら補償、損害賠償等の義務を負わない。

第18条（乙の賠償責任）

乙又はその関係者（同乗者を含む）が故意又は過失により、本駐車場の諸施設（土壌汚染原因物質を浸透させた場合を含む）、第三者、又は第三者の財産に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者等に賠償しなければならない。

第19条（譲渡禁止）

乙は、本契約に基づく乙の権利及び義務又は契約上の地位を他の第三者に譲渡その他の処分又は転貸することはできない。

第20条（本一時使用約款及び本契約の変更）

1. 丙は、甲もしくは、甲の指定する管理業務の受託者の同意を得て、本一時使用約款を必要に応じていつでも変更することができるものとする。
2. 丙は、本一時使用約款を変更する場合は、1ヶ月間以上の予告期間において、変更後の本一時使用約款の内容を乙に通知又は丙サービス上若しくは丙のウェブサイト上に掲載する。当該予告期間経過後、乙が本駐車場の利用を継続した場合又は当該予告期間内に解約の手続をとらなかった場合には、乙は本一時使用約款の変更に同意したものとみなし、本契約もあわせて変更される。

第21条（協議）

本契約に定めのない事項、ならびに本契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたる。

第22条（本一時使用約款の保管）

甲及び乙並びに丙は、自己の責任と負担において、本一時使用契約約款を保管するものとする。

第23条（管轄裁判所）

本契約に関して甲乙間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

制定 2019年10月1日

改定 2020年3月1日

改定 2020年6月16日

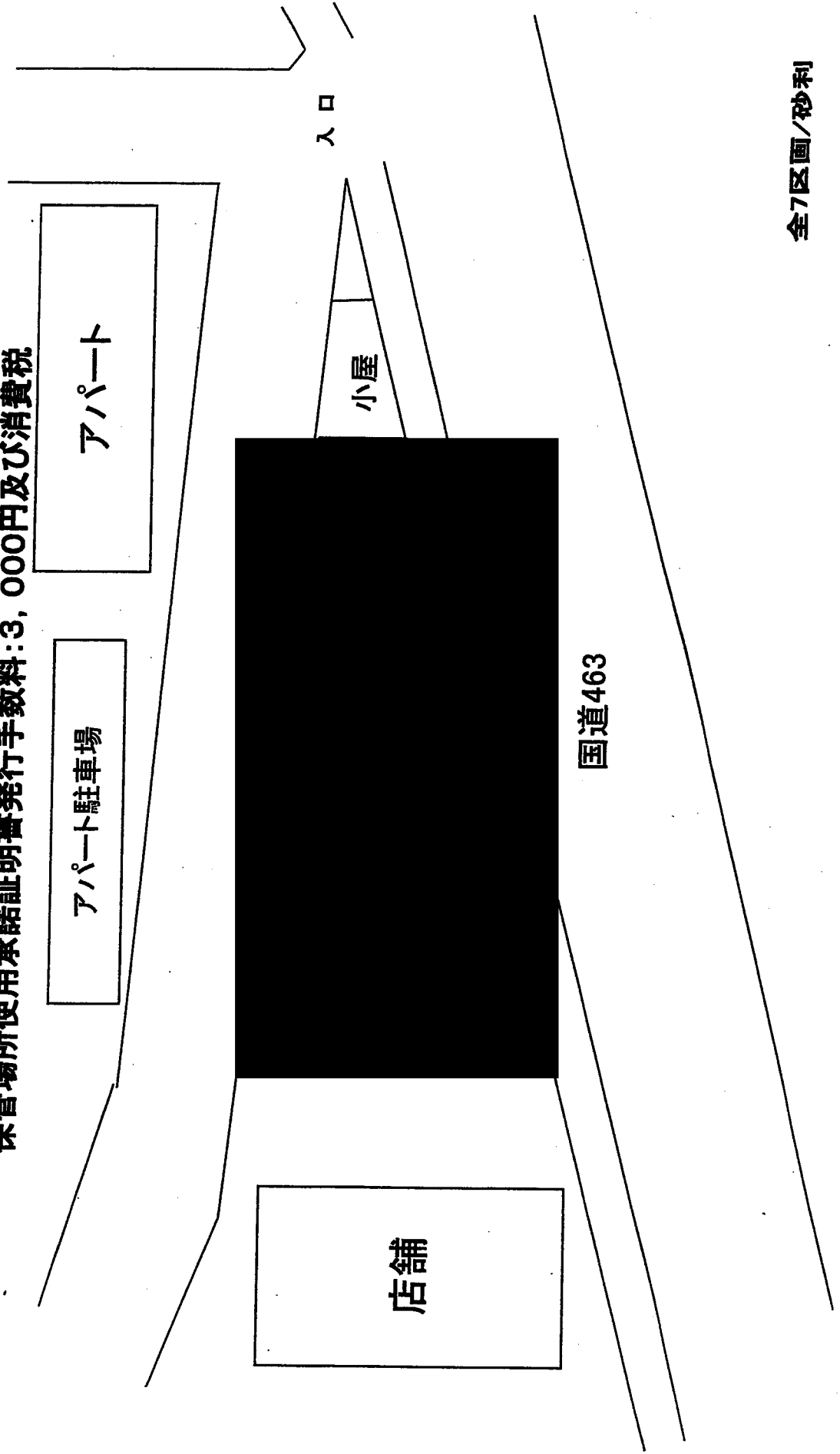
改定 2020年8月19日

P所沢東新井町-01配置図 物件CD:

所在地: 埼玉県所沢市東新井町262-5

賃料: 7,200円及び消費税/軽区画: 6,800円及び消費税/月・台

※No8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税
保管場所使用承諾証明書発行手数料: 3,000円及び消費税



整理番号	80
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2024年9月20日	支出額	89,139円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	------------	-----	------------------------------

使 途	事務所家賃(令和6年10月分)
-----	-----------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部
---------	-------------------------

按分の積算方法
 (93,500円+振込手数料330円) × 0.95 = 89,139円

③事務所家賃(令和6年10月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
取扱店	お取引日	時刻	
79301	06-09-20	11:45	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥93,500	¥330	
お取引後の残高(円)		おつり	
		¥1,170	
お取引現金内訳			
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円

振込金受取書

お受取人
埼玉りそな銀行
浦和中央支店
普通 3852306
カ) タ"イワフ"ウサン様

お依頼人
タケタ"カス"ヒロ様

電話番号 0486889898
取扱番号 200059

※領収書
※領収書

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

(別紙には整理番号、取引店名を記入。)

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

月すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃借契約書

賃貸人(甲) 有限会社イースト商事		賃借人(乙) 武田 和浩																									
契 約 要 目 表																											
番	事 項	条	摘 要																								
(1)	賃 室	第1条 第2条	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">名 称</td> <td colspan="3">イーストコーポ</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1</td> </tr> <tr> <td>構造規模</td> <td>鉄骨造</td> <td>陸屋根</td> <td>地下0階付 地上2階建</td> </tr> <tr> <td>用 途</td> <td>事務所</td> <td>業 種</td> <td>議員事務所</td> </tr> <tr> <td>区 画</td> <td>1</td> <td>階 (00D 号室)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約面積</td> <td>37.20</td> <td>㎡ (11.25 坪)</td> <td></td> </tr> </table>	名 称	イーストコーポ			所 在 地	埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1			構造規模	鉄骨造	陸屋根	地下0階付 地上2階建	用 途	事務所	業 種	議員事務所	区 画	1	階 (00D 号室)		契約面積	37.20	㎡ (11.25 坪)	
			名 称	イーストコーポ																							
			所 在 地	埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1																							
			構造規模	鉄骨造	陸屋根	地下0階付 地上2階建																					
			用 途	事務所	業 種	議員事務所																					
			区 画	1	階 (00D 号室)																						
契約面積	37.20	㎡ (11.25 坪)																									
(2)	賃貸借期間	第4条	2020年5月1日 から																								
			2025年4月30日 までの 5 年間																								
(3)	賃 料	第5条	85,000 円 (別途消費税 8,500 円)																								
			月額計 93,500 円																								
(4)	共益費	第7条	0 円 (別途消費税 0 円)																								
			月額計 0 円																								
(5)	その他の乙が甲へ支払う月間固定費	第7条	— 円 (別途消費税 — 円)																								
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">名 目: —</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">月額計</td> <td style="width: 65%;">— 円</td> </tr> </table>	名 目: —		月額計	— 円																				
名 目: —		月額計	— 円																								
(6)	保証金	第6条	170,000 円 非課税																								
(7)	保証金償却	第6条	無																								
(8)	賃料等支払先	第8条	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">金融機関名</td> <td style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</td> </tr> </table>	金融機関名	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]	口座名義	[REDACTED]																		
	金融機関名		[REDACTED]																								
口座番号	[REDACTED]																										
口座名義	[REDACTED]																										
	賃料等支払方法		翌月分を毎月 末 日迄に上記の口座へ振込みにて支払う。																								
(9)	更新費用	第4条	乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税)																								
			乙が仲介人へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0 ヶ月分(別途消費税)																								
			甲が仲介人へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)																								
(10)	解約予告	第4条、22条	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 満期、中途にかかわらず本契約を解約する場合の事前通知 : </td> <td style="width: 50%;"> 甲から乙への通知は解約日の 6 ヶ月前迄 乙から甲への通知は解約日の 3 ヶ月前迄 </td> </tr> </table> <p>1.「原状回復に関する事項」</p>	満期、中途にかかわらず本契約を解約する場合の事前通知 :	甲から乙への通知は解約日の 6 ヶ月前迄 乙から甲への通知は解約日の 3 ヶ月前迄																						
満期、中途にかかわらず本契約を解約する場合の事前通知 :	甲から乙への通知は解約日の 6 ヶ月前迄 乙から甲への通知は解約日の 3 ヶ月前迄																										
(11)	添付書類																										

賃貸人(以下「甲」という。)と賃借人(以下「乙」という。)とは、甲が契約要目表(1)欄記載の賃金を乙に賃貸するにつき、次のとおり契約を締結し、その証として、契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲・乙各1通を保有する。

西暦

2020年 3月 20日

賃貸人(甲)

住所

埼玉県さいたま市見沼区大字東門前233番地

氏名

有限会社イースト商事

電話番号

代表取締役 浅子

賃借人(乙)

住所

氏名

武田和浩

電話番号

連帯保証人(丙)

日本総合保証株式会社 別紙、賃貸保証委託契約書による。

仲介人

【宅地建物取引業者】

免許証番号: 埼玉県知事(11)第8048号

所在地: 埼玉県さいたま市浦和区浦和2番1号
エイバックスタワー浦和 号室

商号・名称: 株式会社 大和不動産

代表者: 代表取締役 小山 翔

【宅地建物取引士】

登録番号:

氏名:

整理番号	81
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2024年9月20日	支出額	15,989円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客等駐車場賃借料(令和6年10月分 駐車スペース2台分)
-----	-------------------------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部
---------	----------------------

按分の積算方法
 (16,500円+振込手数料330円)×0.95=15,989円

③来客等駐車場賃借料(令和6年10月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
取扱店	お取引日	時刻	
79301	06-09-20	11:39	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,500	¥330	
お取引後の残高(円)		おつり	
		¥4,000	
お取引現金内訳			
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円

振込金受取書

お受取人 <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	お振込先 タケタ"カス"ヒロ様
---	--------------------

※ 領収書 ※ 領収	電話番号 0486889898 取扱番号 200003	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済 用すること。
---------------	--------------------------------	------------------------------

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

[REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 **武田和造事務所** (以下「乙」という。)は、
 頭書きに表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市見沼区風波野 ⁹ [REDACTED] 346-8	
	名称	様駐車場	指定場所 [REDACTED]

車種・車名型式	来客用 (事務所使用者)	登録番号	
---------	--------------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年 3月 [REDACTED] から 令和5年 ⁷ 月 ³¹ 日までの		
	年 月 日		
目的物件の引渡し時期	年 月 日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月 8,250円 (税込) × 2台 = 16,500円 1日 660円 (×9日間) × 2台 計: 11,880円		
敷金	金 0円		
支払期限: 毎月 月末 までに翌月分を支払う			
支払方法	振込先	金融機関: [REDACTED] 口座番号: 普通 [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] TEL: [REDACTED]	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]	
	住所	[REDACTED]	

管理業者	商号又は名称 水村商事有限会社		
所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前44番地3 TEL 048-684-8641		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣(2)第 8016 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4354 <small>※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載</small>	
管理担当者	氏名 [REDACTED]	(賃貸不動産経営管理士: 登録番号 [REDACTED]) <small>※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載</small>	

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

順書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	額度額	円

順書(7) 更新に関する事項

・契約期間は2年間とし、更新を行う場合には、更新事務手数料として一台2,000円(消費税別途)を媒介業者へ支払うものとする。

順書(8) 特約事項

- ・相続が生じ土地の明け渡しが必要な場合は速やかに立ち退くものとする。
- ・駐車場内でのアイドリングは禁止とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主 (法人の場合)	商号		TEL	
	代表者名			
	住所			
乙・借主 (個人の場合)	氏名		TEL	
	住所			
丙 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	額度額	円		
宅地建物 取引業者	商号(名称)	水村商事有限公司	代表者	水村 光一
	事務所所在地・TEL 048-684-8641			
	免許番号 埼玉県知事(14)4120号			
宅地建物 取引士	氏名		登録番号	
	業務に従事する事務所名		水村商事有限公司	
	事務所所在地		埼玉県さいたま市見沼区東門前44-3	
	TEL		048-684-8641	

※印は実印

05	07	09	08
			別荘の用
10	11	12	13

14	15	16	17

28	29	30	31

24	25	26	27

21	22	23

18	19	20

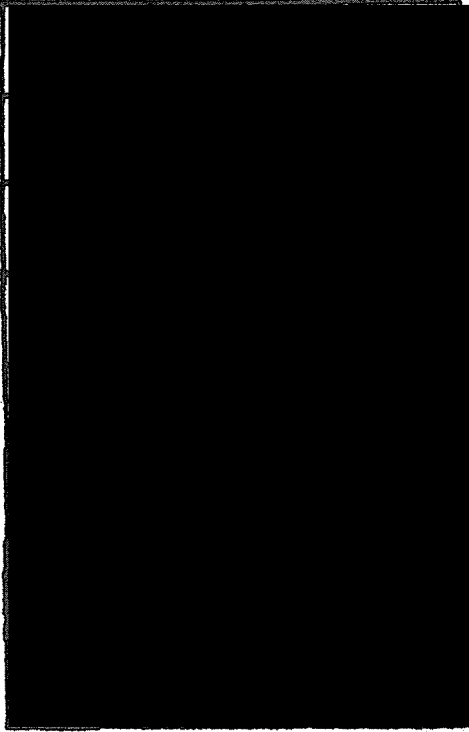
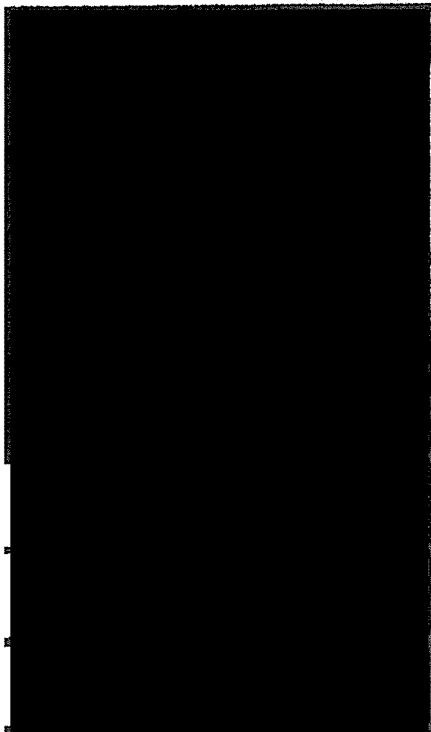
ここから検針線

↑7,000+税



第一レジデンス

↓7,500+税



※トラック不可
(2t~4t)
ダンプカー不可

整理番号 73

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和6年9月25日	支出額	72,396円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所賃料 10月分		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

- ② (80,000 + 440) × 90% ※ 別紙
- ③ 事務所賃料 10月分
- ④ XXXXXXXXXX
- ⑤ 口座名義:オガワヒサシ

ご利用明細票

※ 本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060925	059	010024	0133#	
種別	店舗番号	口座	番号	

お取引内容	手数料	お取引金額		
お支払		¥80,440		
お取引時刻	お取引後残高			
09:00	*****			
依頼人 オガワヒサシ 様 振込日 06-09-25 振込金額 ¥80,000 振込手数料 ¥440 0925004				
				印紙税等納付につき大宮 税務署承認済

※ 領収書は重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りず(別紙には整理番号(枝番))

<ご注意>
 ○ 暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

(1) 物件の表示

名称	ファインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町1-719-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	対象面積 48.6㎡ 登記簿上面積 160.3㎡

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2025年11月14日	3年 0ヶ月 間
----	-------------	----	-------------	----------

(4) 賃貸人及び管理人

貸主	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]
管理委託先	住所 干	[REDACTED]		
	氏名	貸主管理	電話番号	[REDACTED]

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	小川 寿士	電話番号	[REDACTED]
緊急時の連絡先	住所 干	電話番号	090-8564-7909
	氏名	小川 寿士	借主との関係 本人

(6) 賃料・その他の授受される金銭

賃料	月額	75,000円	権利金	-円
	(別途消費税)	-円	(別途消費税)	-円
管理費及び共益費	月額	5,000円	礼金	-円
	(別途消費税)	-円	(別途消費税)	-円
駐車料 (区画No.-)	月額	付無料円	敷金	賃料の0ヶ月分 -円
	(別途消費税)	-円		
/	月額	-円	保証金	賃料の3ヶ月分 225,000円
	(別途消費税)	-円		
/	月額	-円	保証金償却	償却時期
	(別途消費税)	-円		償却率 無% (別途消費税)
/	月額	-円	更新料	更新時 新賃料の1ヶ月 (別途消費税)
	(別途消費税)	-円		

(7) 支払方法

支払方法 支払期限	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。		
	振込先	(振込料借主負担)	
	金融機関名	[REDACTED]	

整理番号	67
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年 9月 25日	支出額	110,165 × 0.9 = 99,149 円
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃10月分
-----	-----------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾伊奈 支部

口座名義人: 町田 皇介

06-09-25 .送金	*110,000	IB	
06-09-25 .手数料	*165		

③ 事務所家賃 10月分

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 町田皇介 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	佐藤ビル 1階 102号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県上尾市宮本町10-26		
		(登記簿)		
	構 造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸		
	種 類	店舗	新築年月	昭和45年11月
面 積	約33㎡ (現況優先)			
附 属 施 設	公営水道・東京電力			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県議会会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

令和6年7月1日 から 令和9年6月末日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和3年3月1日
(契約終了の通知をすべき期間) 令和8年6月1日 から 令和8年12月末日まで	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %	管理・ 共益費	月額無し (別途消費税相当額 円) 消費税率 %
水道料	月額2,000円	敷 金	330,000円 (賃料3ヶ月分)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の月額支払金額の合計		月額 112,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月25日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	振込先金融機関名: []支店 預金: 口座番号: [] 口座名義人: 振込手数料負担者: 借主	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) 町田皇介
	(自 宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・ 部署名)
	(携 帯) TEL []

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
	適格請求書発行事業者登録番号	
管理業者	貸主自主管理	
	所在地	TEL

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名		
		住所		
		極度額	3,960,000円(月額賃料総額×36ヵ月)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	全保連株式会社	
		主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号	

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分(消費税別)を支払うものとする。但し、本物件は老朽化につき本契約より7年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

1. 賃料は指定口座に振り込むものとする。
2. 店舗又は事務所で出すゴミ(営業用塵芥類)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
3. 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督省庁への届出・許可等を申請しなければならない。
4. 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
5. 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
6. 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に参加しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
7. 自動ドア・照明・換気扇等は残置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。
8. 所有者変更 (令和5年8月8日贈与)

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

R6年4月30日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主	氏名	町田 皇介	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
丙・ 連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	
	住所	[REDACTED]		
	極度額			

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	上尾市宮本町4-14 048-778-1750	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社マハロハ	商号又は名称	
	代表者の氏名	光廣 昌子	代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	埼玉知事(4)第21590号	免許証番号	大臣知事()第 号
宅 地 建 物 マ 引 士	氏 名	[REDACTED]	氏 名	
	登録番号	(埼玉)第 [REDACTED] 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社マハロハ	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	上尾市宮本町4-14 48-778-1750	事務所所在地 TEL	

※ 印は原則として実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	69
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2024年 9月 25日	支出額	12,165 × 0.9 = 10,949 円
<small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>			

使 途	事務所駐車場代10月分
-----	-------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾伊奈 支部

口座名義人: 所田 皇介

06-09-25 .送金	*12,000	IB [REDACTED]
06-09-25 .手数料	*165	

③ 事務所駐車場代 10月分

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

村パーキ 駐車場賃貸契約書

貸主 [REDACTED] と借主 町田 皇介 とは、

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場所	上尾市宮本町 8-8				
2	駐車場 区画	[REDACTED] 番				
3	車両	車名	登録 番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)	
		フォジョー ステーション ワゴン青	[REDACTED]			
4	賃料	1 ヶ月	支払 方法	特約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
		12,000円 /台	当月末翌月前納 指定銀行への振込			
5	期間	自 2019年 10月 9日 至 2020年 10月 8日	特約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除	
8	解約	賃貸人 米/ヶ月前予告 解約可能 賃借人 米/ヶ月前予告 解約可能				
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日 2019年 10月 9日

貸主 住所(所在地) 村パーキング
氏名(名称) [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

借主 住所(所在地) [REDACTED]
氏名(名称) 町田 皇介
電話番号 048-729-6272
〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102

整理番号	—
------	---

領 収 書 貼 付 欄	埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部
-------------	-------------------

町田 皇介様

振込先変更のお知らせ

来月分（9月分）の駐車料金より、下記の口座に変更をお願い致します。
なお、振込期限は8月31日までをお願い致します。

記

埼玉縣信用金庫
口座番号
口座名義

2023年8月21日

ヤマローパーキョウ
宮本町8-8



整理番号

76

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	2024 年 9 月 27 日
支出額	74,448 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $82,720 \times 0.9 = 74,448$)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の賃料10月分 及び集送金手数料(220円)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村篤弘



貸貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイびる航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日付にて既に締結済みである現行の貸貸借契約について次の通更新することを双方合意した。

記

1. 期間 2024年5月1日 より 2027年4月30日 までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 新賃料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税10% - 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税10% - 円)
5. 期間内解約 乙は 3ヶ月前までに甲に対し書面にて通知をすることとする。
6. 特約事項

・設備の不具合、苦情、解約等についてはプロコール24(電話0120-073-889)に直接連絡するものとします。
上記の通り、原契約の一部変更と継続について貸主(甲)と借主(乙)間の協議が成立したため、
本合意書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。
尚、本合意書に定めなき事項については、原契約の各約定および特約条項を継承するものとする。
以上

2024年4月10日

貸主(甲)

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

適格請求書発行事業者登録番号：

T4030001024405

借主(乙)

住所：埼玉県所沢市東新井町256-1 タイびる航空公園 202

氏名：水村篤弘

TEL: 04-2998-6555

メールアドレス：atsuhito@mizumura.org

※次回更新時より電子契約での更新お手続きとなります。

勤務先住所：埼玉県浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県護国

勤務先TEL: 048-824-1111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL: [REDACTED]

連帯保証人

原契約の通りとする。

管理会社

登録番号：国土交通大臣(2)第002593号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワランドック

代表者：倉重 武利

整理番号 158

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

23300 x 90%

支出年月日	6年9月27日	支出額	20,990 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所倉庫費		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

口座名義人: 木村 勇夫

06-09-27 振替 *23,300 DF.10/10

③ 事務所倉庫費

《内訳》 倉庫賃貸料 20,100円

振替手数料 200円

④ 株式会社 平和不動産

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。
ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。
2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。
3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

(内訳：賃料 円・消費税 円)

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。
2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

整理番号 163

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	6年9月30日	支出額	8,910円90銭
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所駐車場代 10月分(白幡6丁目)
----	---------------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10404	06-09-30	11:04
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,800	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
お振込明細またはご案内		
お受取人	サイタマリツナ ムサツクラフ 普通 5207769 カ)ツツ"コウサン様 登録番号 0007 キムラ イサオ様	
ご依頼人	電話番号	取扱番号
		300034

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

③ 事務所
駐車場代 10月分
(白幡6丁目)

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書 (更新)

《 駐車場名 : 第4ベストパーキング 》

※駐車位置 NO. XXXXXXXXXX

●所 在	さいたま市南区白幡6丁目1384, 1385番		
●賃 料	1ヶ月	金7,500円也	(別途消費税10% 750円)
●管理料	1ヶ月	金 500円也	(別途消費税10% 50円)
月額合計 金8,800円也			
●敷 金	金8,250円也		
●駐車車両	車種:	ノア	ナンバープレート: XXXXXXXXXX

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。
その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

- 第1条 (契約期間)期間は、令和6年1月10日より令和7年1月9日迄向う1年間とする。但し、期間満了時、甲による駐車場の用途の変更(建物建設等)及び売却が無い場合、本契約を更新することが出来るものとする。
- 第2条 (賃料)賃料の支払は毎月末日迄に翌月分を乙は指定口座に振り込むこととし、万一1ヶ月以上滞納した場合は、敷金の有無に関わらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。尚、賃料の振込手数料については、乙の負担とする。
- 第3条 (敷金)乙は、賃料の支払いを担保するため頭書のとおり敷金を無利息にて甲に預託するものとする。尚、敷金返還の振込手数料については、敷金から差し引くものとする。
- 第4条 (通知義務)乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。契約車両を変更する場合には、予め甲に申し出て承認を得なければならない。乙は車両変更後、停滞無く甲に車検証の写しを提出しなければならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 (善管注意義務)駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。
- 第6条 (免責)乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び管理会社は乙に対し一切責任を負わないものとする。
- 第7条 (損害賠償)乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第8条 (賃料改定)甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車場事情の変動等により値上げできるものとする。
- 第9条 (解約予告)甲・乙双方の都合により本契約を解除する時は、2ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。解約時の日割り計算は行わないものとする。尚、乙が明渡しをしないときは、本契約終了の翌日より明渡し完了までの駐車場使用料の2倍に相当する損害金を支払わなければならない。
- 第10条 (管理料)管理料については、管理会社に支払われるものとする。また、乙は再契約に際し管理会社へ更新手数料を指定口座に振り込むものとする。尚、振込手数料については、乙の負担とする。
- 第11条 (駐車位置)駐車位置は XXXXXXXXXX とする。(現状有姿)
- 第12条 (禁止事項)駐車場内での駐停車中のアイドリングは禁止とする。
- 第13条 (税法改正)税法改正等により、消費税率の変動及び課税対象範囲の見直し等があった場合には、改正が実施されたその日より適用されるものとする。
- 第14条 (放置車両)賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置があった場合、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異議はないものとする。

注 意 事 項

1. 当社管理の駐車場につきましては、普通・小型乗用車・軽乗用車及び、トラック・ライトバン(幅2.3m×長さ4.8m以下の車両に限る)のみとさせていただきますのでその旨ご注意ください。
2. 1以外の車両、改造車(騒音の原因となるもの)・通常より車高が低く入口を出入りできない車等でのご利用はお断りさせていただきますのでその旨ご了承下さい。
3. 車庫証明をとられる場合、当社の管理印が必要となりますので、必要の際は当社までご連絡下さい。又、発行の際に手数料として2,000円(別途消費税)をいただきますので、その旨ご了承下さい。
4. ご契約者のご住所・お電話番号等のご連絡先、お車の車種やナンバー等に変更が生じた場合には、必ず当社までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

反社会的勢力でないことの確約事項

(反社会的勢力の排除)

- 第1条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- (1) 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止事項)

- 第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。
- (1) 本物件を第三者に使用させ、もしくはその占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
 - (2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
 - (3) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - (4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。

(契約の解除)

- 第3条 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の確約に反する事実が判明した場合
 - (2) 本誓約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当した場合
2. 甲は、乙が前条の各号に定める行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。



令和 5 年 12 月 25 日

貸主(甲) 適格請求書発行事業者登録番号 T5810477315536

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

借主(乙) ※乙は別添【駐車場における個人情報のお取扱いについて】にも同意したものとする。

住所 [Redacted]

氏名 木村 勇夫

電話 [Redacted] 緊急連絡先 ※電話と別番号を記入 [Redacted] 緊急連絡先 続柄【 [Redacted] 】

(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許 (10)第12100号
埼玉県知事免許

所在地 さいたま市南区根岸5丁目18番15号 宅建取引士(記名捺印)
取引士登録番号

商号 株式会社 辻興産 (埼玉)第 [Redacted]
代表者 代表取締役 大野 時範 氏名 [Redacted]

整理番号 164

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6年9月30日	支出額	$(106,500 + 106) \times 90\%$ 95,945 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	--

使 途	事務所賃借料(10月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10404	06-09-30	11:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥110,378	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマリナ
ムサツラワ
普通 1438189
1)ハックアツツ様
登録番号 0002

お依頼人

キムラ イサオ様

電話番号 []
取扱番号 300003

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

③ 事務所賃借料10月分

【内訳】	
・事務所賃貸料	106,500 円
[]	[] 円
<u>内、賃貸料分</u>	
振込手数料	
$110 \times \frac{106,500}{110,378} \approx 106$	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社バックアップ (以下「甲」という。)と借主 木村勇夫 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ハイツアウル 室		1階101号
	所在地	(住居表示) さいたま市南区白幡6-12-1		
		(登記簿) さいたま市南区白幡六丁目1294番地12		
	構造	木造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建/全4戸		
	種類	店舗・事務所	新築年 月	昭和57年11月
面積	33.81㎡			
附属施設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年7月1日 から 2025年6月30日 まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額95,000円 (別途消費税相当額9,500円)	管理・ 共益費	月額 ¹⁸¹⁹ 1900 / (別途消費税 1900 / 円)
家財 保険料	28,430円	敷金	1900 (受領済)
附属 施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	円 (賃料 カ月分)
償却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本数	[Redacted]	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[Redacted]	
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先	[Redacted]
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	[Redacted]

頭書(5) 借主緊急連絡先

事業用賃貸借契約書(事務所)1/10

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会'22.05

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	木村 勇夫	
	(自宅)TEL	[REDACTED]	
	(勤務先)TEL	098-824-2111	(会社名・部署名) 有里庁
	(携帯)TEL	[REDACTED]	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 (有)バックアップ
	住所 さいたま市南区文蔵4-29-13

管理業者	商号又は名称 (有)バックアップ
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [REDACTED]
-----	---------------

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
		極度額	[REDACTED] 円
	☑家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	日本セーフティー株式会社
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1 江戸堀センタービル19階
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(2)第8号

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通りとする。
2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分(税別)を甲に支払うものとする。

整理番号

114

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年9月30日	支出額	94,710 × 0.9 85,239 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 10月分
----	---------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市浦和区支部

口座名義人: 野本 怜子

24--9-30: RKS(タイワフツウカン) 94,710

94,710 × 0.9 = 85,239

③ 事務所家賃 10月分

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

重要事項説明書(事業用)

2023年9月17日

野本 怜子

様

下記の建物(以下「本物件」という)について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

宅地建物取引業者	商号 又は名称	株式会社大和不動産	商号 又は名称	
	代表者氏名	代表取締役 小山 陽一郎	代表者氏名	
	主たる事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番 エイパックスタワー浦和中央館	主たる事務所	
	TEL	048-833-7868	TEL	()
	免許証番号	埼玉県知事 (12) 第 008048 号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	2021年7月23日	免許年月日	
宅地建物取引士	氏名		氏名	
	登録番号		登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社大和不動産 浦和店	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エイパックス タワー浦和オフィス西館	事務所所在地	
TEL	048-824-1161	TEL		
取引態様	賃貸借	媒介	賃貸借	媒介

宅地建物取引業 保証協会に 関する説明	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2-6-3	宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地	
	宅地建物取引業 保証協会支部 名称及び所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15	宅地建物取引業 保証協会支部 名称及び所在地	
	弁済業務保証金の 供託所及び その所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	弁済業務保証金の 供託所及び その所在地	

名称	グローバル県庁前	区画	2階 (201 号室)
所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12	契約面積	26.6 m ² 8.04 坪
種類	店舗、事務所、居宅、駐車場		
構造・規模	鉄筋コンクリート造 陸屋根 地下 0階付 地上 7階建	竣工年月	1971年 01月

用途制限	事業用	事務所	県議会議員事務所
------	-----	-----	----------

貸主	氏名	有限会社グローバル・アイ
	住所	埼玉県さいたま市浦和区仲町2-2-7
登記名義人と貸主が異なる場合の理由 同一		

1. 登記簿に記載された事項

建物	所有権に関する事項(甲区欄)		所有権以外の権利に関する事項(乙区欄)
	所有者	所有権にかかる権利に関する事項	
	氏名: 有限会社グローバル・アイ 住所: 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-2-7	無	有 添付登記情報書参照

2. 抵当権の補足説明

本物件に抵当権(根抵当権)が設定されている場合、その抵当権(根抵当権)が実行され、競売により買受人から明渡しを求められたときには、6ヶ月以内に明渡しをしなければなりません。この場合、貸主に預けた敷金(保証金)についての精算は、買受人に求めることは出来ません。また買受人より明渡しを求められない場合においても、買受人より新たに賃貸借契約の締結を求められ、新たに敷金(保証金)の預託を求められることがあります。

3. 契約期間及び更新に関する事項

契約期間	2023年10月01日から2026年09月30日までの3年間		
更新に関する事項	更新時に更新料として新賃料の1ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂き、かつ更新事務手数料として新賃料の0.25ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂きます。(賃貸借契約書第3条参照)		

4. 賃料及び賃料以外に授受される金額

項目	金額	別途消費税	項目	金額	別途消費税
賃料	月額 86,000 円	8,600 円	仲介手数料	68,800 円	6,880 円
共益費	月額 0 円	0 円	保証金	430,000 円	非課税
-	月額 - 円	- 円	礼金	86,000 円	8,600 円
-	月額 - 円	- 円	保証金の償却	無	
			賃貸保証委託料	無し	
			更新保証委託料	無し	
支払方法	振込または口座振替 毎月末日までに翌月分を支払うものとします(持参債務の為、振込み費用等は借主負担)				

5. 水道・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

上水道	さいたま市水道局電話受付センター	048-665-3220
電気	東京電力エナジーパートナー株式会社(埼玉県)	0120-995-441
ガス	無し	
下水道(排水)	本下水	

6. 本物件の設備の整備状況

設	備	備	考	設	備	備	考
エレベーター		1基					
オートロック							
オール電化		深夜電力で湯を沸かしています。前日までに電力契約必須					
自動火災報知設備							
消火栓							
建物使用時間	24時間使用可能						
TVインターホン		アイホン GAM-2MK					
温水洗浄便座		INAX CW-D11 2020年製					
給湯キッチン							
IHクッキングヒーター		CH-11B					
電気温水器		INAX EHPN-H13N1					
エアコン(残置物)		洋 ダイキン F40JTSXP-W 2008年					
照明器具付(電球は借主負担)		洋×4					
火災警報器		洋×1					
電気 電灯(単三)100V 専用メーター							
水道 専用メーター							
火災報知器 感知器		2ヶ所					
ミニキッチン							
給湯室 換気扇							
事務所用 換気扇		1台					
トイレ 換気扇							
トイレ洋式							

7. 建物建築の工事完了時における形状、構造等(未完成物件のとき記入)

完成物件につき該当なし。

8. 契約の解除に関する事項

借主の解約予告

- 借主が賃貸借期間の途中で賃貸借契約を解約しようとするときは、貸主に対し解約日の 3 ヶ月前迄に書面により解約する旨の通知をしなければなりません。
- 借主は、前号の通知に代えて、貸主に対し賃料の 3 ヶ月分相当額の金銭を支払うことにより、即時に賃貸借契約を解約することができるものとします。
賃貸借契約書第26条参照。

9. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項

- 借主は、借主又はその同居人の故意又は過失により本物件を毀損若しくは汚損し、又は第三者に損害を与えたときは、直ちにこれを賠償するものとします。
- 契約解除通知後の明渡し期日の遅延による貸主の損害は借主が責めを負うものとします。

賃貸借契約書第12条、第19条、第24条、第28条、第29条参照。

10. 法令に基づく制限の概要

法令名	有無	内容
新住宅市街地開発法	無	新住宅市街地開発法32条1項…新住宅市街地開発事業の工事完了の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成宅地等やその上に建築された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
新都市基盤整備法	無	新都市基盤整備法51条1項…換地処分があった旨の公告の日の翌日から10年間は、開発誘導地区内の土地(工業団地造成事業が施行されるべき土地を除く)またはその土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
流通業務市街地整備法	無	流通業務市街地の整備に関する法律38条1項…流通業務団地造成事業にかかる工事完了の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成敷地等またはその上に建設された流通業務施設や公益的施設に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者は、都道府県知事の承認を受けなければなりません。
農地法	無	農地法73条1項…国から未開墾地等の売渡しを受けた者が、開墾を完了すべき時期から3年を経過する前において、その売渡しを受けた土地等につき所有権の移転や用益権の設定・移転をする場合には、当事者は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

11. 支払金または預り金の保全措置の概要

保全措置を講じるかどうか	講じません。
--------------	--------

12. 本物件が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域	区域外
----------	-----

13. 本物件の存する区域

土砂災害警戒区域	区域外
----------	-----

14. 本物件が津波災害警戒区域内か否か

津波災害警戒区域	区域外	内容
----------	-----	----

15. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該宅地建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水	雨水出水(内水)	高潮
	有	無	無
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地			
別添ハザードマップ参照			

16. 石綿使用調査内容

調査結果記録の有無	無
内容	実施機関
	調査範囲
	調査年月日
	使用の有無
備考	本物件のうち建物について、アスベスト(石綿)使用の有無に関する調査結果の記録が保存されているかについて貸主に問い合わせたところ、記録は無いと回答されております。

17. 耐震診断の内容

耐震診断の有無	無
内容	実施機関
	調査年月日
	調査結果
	備考

18. 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

調査実施の有無	無
内容	既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。

19. 用途その他の利用の制限に関する事項

	区分所有建物の場合における専有部分の制限に関する規約等	その他
用途制限	—	賃貸借契約書第2条参照。
利用の制限	—	賃貸借契約書第15条参照。

